

令和6年度

消費者行政の概要

奈良県 地域創造部 県民くらし課

近年、少子高齢化が進行するなか、高齢者を中心に特殊詐欺被害が増加するとともに、デジタル化の進展等によるインターネット関連のトラブルも複雑・多様化するなど、消費者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。

悪質商法や特殊詐欺の手口は、ますます巧妙で複雑になり、高齢者のみならず、あらゆる年齢層においても消費者被害に遭遇する危険性が高まっています。

令和4年4月には、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、消費者被害の低年齢化や若年者の消費者被害の増加も懸念されます。

こうした背景を踏まえ、県では市町村と連携し、県消費生活センターを中核として複雑・多様化する消費生活相談に的確に対応できるよう、相談体制の確保や消費生活相談員の資質向上をはじめ、関係機関・団体との連携を通じて消費者被害の未然防止や拡大防止、救済に取り組んでいます。

引き続き、消費者が主役となる豊かな社会の実現をめざして、消費者の視点に立った取組を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

奈良県知事 山下 真

目 次

| | |
|---|----|
| <u>I. 令和6年度 奈良県消費者行政の推進方針</u> | 1 |
| <u>II. 令和6年度 奈良県消費者行政施策の体系</u> | 9 |
| <u>III. 令和6年度体系別事業計画及び令和5年度実績一覧</u> | 11 |
| <u>IV. 消費生活センターにおける消費生活相談の概要（令和5年度）</u> | 33 |

I. 令和6年度 奈良県消費者行政の推進方針

I. 令和6年度 奈良県消費者行政の推進方針

近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報・通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化してきています。また、最近では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して事業者への意見等を広く発信する消費者も現れてきている一方で、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在しています。高齢者・障害者等の社会的弱者を狙った悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、県民の消費生活の安定・向上を確保するためには消費者政策の更なる推進が必要となっています。

このような中、消費者庁では、消費者基本法の基本理念にのっとり、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とする「消費者基本計画（第4期）」（令和2年3月31日閣議決定）を策定し、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策の計画的・一体的な推進に取り組んでいるところです。

県においても、平成28年3月に、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、県が目指すべき方向性を定め、市町村や学校、消費者団体、事業者など、様々な消費者教育の担い手と連携・協働しながら消費者教育を総合的、体系的に推進するための指針として「奈良県消費者教育推進計画」を策定し、平成30年度に改定を行いました。

また、今後も消費者行政の展開として、国、市町村や他機関と更なる連携の強化を図り、県民のより安全で豊かな消費生活を実現するため、「1. 消費者行政の総合調整」「2. 消費生活相談等の充実」「3. 消費生活の安全の確保」「4. 適正な消費者取引の確保」「5. 消費者の自立支援」を主要な柱として以下の施策を積極的に推進します。

1. 消費者行政の総合調整

消費者行政を円滑に推進するため、「奈良県消費生活審議会」の運営のほか、国・市町村・庁内関係部局等との各種会議を開催し、施策の総合的な連絡調整を図るとともに、消費生活に関する情報や意見を収集し、施策への反映に努めます。

(1) 総合調整

- ① 消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項、その他施策の実施に関し、重要な事項を調査・審議するため、奈良県消費生活審議会の適正な運営を図ります。
- ② 事業者も含めた県民に対し「奈良県消費生活条例（昭和49年12月奈良県条例第17号）」の基本的な考え方や内容について広報し、「消費者の意識向上」「事業者の法令遵守意識向上」「条例の実効性確保」「規制内容の周知」を図るとともに、条例違反の事業者に対しては適正な法執行を行います。

(2) 関係機関等との連携

- ① 国及び近畿各府県との連携を密にして情報交換等を行い、消費者行政を効果的に推進します。
- ② 「市町村消費者行政担当課長会議」等を開催して、県と市町村の連携を図り、消費者行政を総合的に推進します。
- ③ 県の消費者行政の概要を体系的にまとめ、県関係課、市町村等と協力・連携し、消費者行政施策を円滑に展開します。

- ④ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防止するため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など、地域で見守る多様な団体と連携・協力して消費生活相談へつなぐ消費者安全確保地域協議会（奈良県見守りネットワーク）において、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組みます。
- ⑤ 市町村における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設立に向け支援します。
- ⑥ 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく各種施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「奈良県食品安全・安心推進本部」の下、関係部局・課等の相互の連携を強化します。
- ⑦ 近畿財務局や弁護士会、県警察等関係機関と連携し、多重債務者問題対策や高齢消費者・障害消費者の被害の防止に取り組みます。
- ⑧ 「市町村消費者行政活性化助成事業交付金」を活用することにより、市町村が行う消費者行政活性化事業の取組を支援します。

(3) 消費者意向の反映

- ① 消費者の消費動向についての意識や消費者行政に対する意見を把握し、その施策の反映に努めます。
- ② 食品関係事業者と消費者代表等で構成する「奈良県食品安全・安心懇話会」において意見交換を行い、食品の安全性の確保に関する施策に消費者の意見を反映します。
- ③ 食の安全に関し、コミュニケーションの推進を図り、消費者への情報提供の充実を促進します。

2. 消費生活相談等の充実

国際化、情報化及び規制緩和が進展し、取引形態の多様化・複雑化あるいは悪質商法の更なる巧妙化により、消費者トラブルが深刻化しているため、これら消費生活に関する苦情や相談の迅速かつ適切な対応など、体制の充実を図ります。

また、食と生活の安全に関する相談体制を整備します。

(1) 苦情・相談対応体制の整備

- ① 独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活相談窓口を結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）を活用して全国の消費生活情報を共有することにより、相談業務の円滑化を推進します。
- ② 市町村と県との連携を図り、県消費生活条例に基づいた消費者行政の体制整備を行います。
- ③ 県消費生活センター及び同中南和相談所に消費生活相談員を配置するとともに、弁護士を消費生活苦情処理専門員に委嘱し、法律上の助言を得るなど消費者からの消費生活に関する相談や苦情を迅速かつ適切に処理します。
- ④ 商品やサービスの購入等、消費生活全般についての相談事業を行うとともに、苦情処理に係る商品テストを実施し、消費者からの相談の解決を図ります。また、市町村を含む県内の消費生活相談員の資質向上を図るため、定期的に事例研究会等の研修を開催します。
- ⑤ 各保健所に、食の安全相談窓口を開設し、消費生活センターとともに、食の安全性

に関する消費者からの相談に応じます。

- ⑥ 市町村の消費生活相談窓口を支援するとともに、消費者教育を推進するため、県消費生活センターに総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置します。
- ⑦ 悪質事業者を抑制し、取引の適正化と消費者利益の保護のため、特定商取引法等に係る厳正な法執行を実施するために、県民くらし課に事業者専門指導員を配置します。
- ⑧ 法執行情報や消費生活相談情報等を総合的に活用し、消費者トラブルを的確に解決するために、消費生活センターに、消費者トラブル解決支援指導員を配置します。
- ⑨ 県内商工業者が抱える法律上・税務上の諸問題、経営の改善、特許、その他経営上の諸問題について商工会等に無料相談所を開設し、顧問弁護士、税理士、中小企業診断士、その他の専門の相談員が相談・指導に当たり問題解決を図ります。
- ⑩ 多重債務のため深刻な生活困窮状態に陥っている方に対して債務整理や生活再建のための支援を行います。
- ⑪ 運営適正化委員会を奈良県社会福祉協議会に設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービスを適切かつ安心して利用できるようにします。
- ⑫ 医療に関する患者等の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供等により、関係機関と連携し医療の安全と信頼を高めます。
- ⑬ 夜間、休日等に小児救急に関する保護者等の電話相談に看護師（必要に応じて小児科医）が対応し、医療機関への不要な受診を抑制するとともに、患者の家族に対して安心感を与えるための施策を行います。
- ⑭ 24時間体制で、医師や看護師が救急患者の医療相談に応じ、また、オペレーターが医療機関を案内することにより、真に急ぐべき患者が受診を控えることのないよう誘導するとともに、不要な救急車の要請を抑制、適正な救急医療の確保を推進します。
- ⑮ 住宅に関する相談窓口の設置により、県、市町村が連携した住まいに関する総合的な相談体制の構築を図ります。
- ⑯ マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士が管理組合の運営やマンションの修繕、日常生活に関わるトラブルとその対処などの無料相談を関連団体（NPO法人を含む。）と共催により実施します。
- ⑰ 特定商取引等に係る消費生活侵害事犯に関する相談業務を行います。

(2) 消費者被害の救済

- ① 消費者からの苦情・相談のうち、解決が著しく困難であると認められる苦情・相談について、あっせん又は調停を行います。
- ② 消費者が商品又はサービス等の取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合に、訴訟費用の貸付けを行います。

3. 消費生活の安全の確保

消費者に提供される食品その他の商品やサービスについては、安全性の確保が不可欠であることから、食品衛生法等の個別法に基づく検査、指導及び取締り等を実施するほか、消費生活用製品安全法に基づき、製品事故等の危険情報等の収集に努めます。

(1) 指導・取締り

- ① 奈良県の食品衛生の監視指導については、「奈良県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため、県内3保健所に、食品衛生監視員を配置し、衛生管理の徹底及び監視指導の強化を行います。
- ② 特定商取引法等に基づく行政処分等の法執行を強化するため、県民くらし課に事業者専門指導員を配置します。
- ③ 農薬取扱業者、農業者等農薬使用者に対する研修指導等を行い、農薬による危害防止、適正な保管管理、安全使用を徹底し、安全な農産物の安定生産を図ります。
- ④ 不良、不正医薬品の市場からの排除はもとより、安全で有効な医薬品等の流通を図り、県民生活の安全確保を充実させます。
- ⑤ 麻薬等が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その製造、譲渡、譲受、所持、施用等に関し必要な取締り及び指導を行います。
- ⑥ 毒物及び劇物取締法に基づく製造業、販売業の登録等の事業を行うとともに、毒物劇物の適正な取扱等について啓発することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生を未然に防止します。
- ⑦ 貸金業者に対し、登録の徹底を図り、立入検査等を行い、事業者の適正な業務運営について指導します。
- ⑧ 危険性の高い消費生活用製品（特定製品）・特定保守製品の販売店への調査を実施し、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ります。
- ⑨ 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び電気工事による災害を防止し、公共の安全を図ります。
- ⑩ LPガスの保安業務におけるマニュアルの作成及び講習会を実施し、県内のLPガス販売事業者の法令遵守の徹底と関連事故の予防・保全を図ります。
- ⑪ 日常生活で用いられる製品の安全及び適正な販売を確保するため、電気用品、ガス用品及び液化石油ガス器具等の販売店へ立入検査を行います。
- ⑫ 危険物取扱者及び消防設備士に対する法定講習を行い、危険物等に係る災害を防止します。
- ⑬ 悪質な消費生活侵害事犯等の取締りを推進します。

(2) 試験・検査及び調査

- ① 消費者に安全性の高い食品を供給するため、食品中に含まれる食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、食中毒原因菌及び遺伝子組換え食品等の試験検査を実施します。
- ② 奈良県食肉センターに搬入される牛、豚、馬、めん羊及び山羊について、と畜場法等に基づき「と畜検査」及び「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査」を実施し、食肉の安全と県民の安心を確保します。
- ③ いわゆる健康食品の買上げ検査や県民への啓発により、未承認医薬品等による健康被害を防止します。
- ④ 食品衛生法等に基づく残留農薬、食品添加物、器具・容器包装など各種検査を実施します。
- ⑤ 生活環境の保全を図る一環として、空気や水に含まれる環境汚染物質等の測定を実

施します。

- ⑥ 感染症、食品衛生、環境衛生等の予防対策の一環として微生物及び理化学試験検査を実施します。
- ⑦ 企業からの依頼に基づき、工業製品等の試験・分析を行います。

4. 適正な消費者取引の確保

消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化し、消費者と事業者の情報量や交渉力の格差が拡大している中で、消費者が適正に食品その他の商品を選択し、取引ができるよう、消費者に対する情報提供や事業者の勧誘行為の適正化を図るとともに、生活関連物資の供給の安定化を推進します。

(1) 表示・規格・計量の適正化

- ① 不当景品類及び不当表示防止法を適正に運用することにより、商品や役務等の取引に関する不当表示等による顧客誘引を防止します。
- ② 事業者団体が自主商品に関する表示方法や景品提供の方法について定める（＝自主基準の設定）ことにより、消費者の適正な選択を確保し、また、事業者間の公正な競争の促進を図ります。
- ③ 家庭用品品質表示法で指定された品目で表示事項を表示していなかったり、表示の標準を守らない事業者などに対する指示、また、その状況に応じて立入検査を実施し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ります。
- ④ 食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するため、食品表示の状況を日常的にモニターし県に報告する食品表示サポーターを公募により 100 名程度選任し、不適正表示に対する監視及び指導の強化を図ります。また、食品表示 110 番を設置・運営し、疑義情報を収集します。
- ⑤ 取引・証明に使用する特定計量器（質量計）について定期検査（使用中検査）を行います。また、県内事業者に対して適正な計量の実施が確保されているかについて確認し、必要な措置を講じるため立入検査及び巡回指導を行います。
- ⑥ 燃料油及びLPガスの取引における適正計量を確保するため、立入検査を通じて、積算体積計の検定期限を遵守するよう事業者へ指導します。
- ⑦ タクシーメーターの装置検査期限を遵守するよう、立入検査を通じて事業者へ指導します。
- ⑧ 県内事業者における流通商品の適正な計量販売を促進するため、全国一斉商品量目立入検査と連動した商品の買上げ・検査を行います。
- ⑨ 計量行政の適正な執行のため、都道府県計量行政協議会等を通じて、国及び都道府県等との情報交換を図ります。また、適正な計量の実施を確保するために主任計量者講習を実施します。

(2) 契約の適正化

- ① 特定商取引に関する法律、割賦販売法及び奈良県消費生活条例等の法令を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図ります。
- ② 宅地建物取引業者等の免許・登録及び指導監督を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅地建物の購入者等の保護と流通の円滑化を

図ります。

- ③ 旅行業等を営む者について登録制度を実施することにより、業務の適正な運営を確保し、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図ります。

(3) 流通の円滑化

- ① 物価の高騰による社会的影響が懸念される場合や災害の発生等による生活関連物資の需給・ひっ迫等、不測の事態が発生した際は、関係機関と連携し、小売店舗への価格調査を実施し、不合理な価格形成を未然に防止します。また、緊急時に即時に国・市町村と連携できる体制を整えるため、通常時においては国等による消費・物価動向情報の把握を行います。
- ② 食と農の連携強化や経営基盤の強化を通じた食品産業の体質強化、食品流通の効率化・活性化の推進に向け、関係機関との調整を図るとともに、情報収集、発信の強化を図ります。
- ③ 消費者物価指数その他の物価に関する基礎資料を得るため、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金（価格調査）及び家賃（家賃調査）を、全国的な規模で小売店舗、サービスを提供する事業所等から毎月調査する小売物価統計調査を実施します。
- ④ 個人消費の動向の計測や地域的差異を解明し、国の経済政策や社会政策立案の基礎資料を得るため、全国の世帯を対象に国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにする家計調査を実施します。
- ⑤ 公衆浴場料金について、料金改定の際は経営実態調査の実施及び奈良県公衆浴場入浴料金協議会を開催して、適正な統制額を指定します。

5. 消費者の自立支援

消費者の選択の自由が拡大し、環境や安全に対する関心が高まるなど、消費者のニーズは多様化する一方で、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できるよう「消費者の自立」が求められています。また令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、消費者被害の拡大が懸念されることから、消費者被害拡大防止のための環境整備や支援を充実・強化します。

(1) 消費者教育・啓発、情報提供

- ① 消費者が自ら確かな知識と判断力を身につけ、情報を正しく理解し、安心して適切な行動ができるための教育や情報の提供を行います。
- ② 消費者の自立を支援するため、消費者のライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案を行います。
- ③ 県独自で作成した高齢者向け啓発資料や中学校教員と協同で作成した中学生用ワークブック、消費者教育・啓発映像教材、県消費生活センターのウェブサイトなど様々な媒体を活用して、消費者啓発を推進します。
- ④ 県内各地で「消費生活パネル展」を開催し、県民の消費生活に関する問題についての理解と認識を深めます。
- ⑤ 消費者の様々な要望に応じ、県消費生活センターに来所できない消費者や児童・生

徒・学生のために、地域や学校に出向いて行う「移動講座」を実施し、幅広く消費者教育を推進します。

- ⑥ 消費者の安全・安心を確保し、地域の防犯力・防災力を高めるための啓発・情報提供を実施します。
- ⑦ 県の主要施策、行事、お知らせ情報等について広報誌、テレビ・新聞等の媒体を活用し、できる限り多くの県民の目に触れるような機会づくりを行います。
- ⑧ 県政情報を積極的に提供するとともに、県民との対話を促進することを目的に、職員が出向いて施策を説明する、「なら県政出前トーク」を実施します。
- ⑨ 薬物乱用がもたらす保健衛生上の危害及び社会的な弊害について正しい知識の普及啓発の促進及び規範意識の維持向上を図ることにより、薬物乱用を許さない県民意識の醸成を図ります。
- ⑩ 県民の保健衛生の維持向上を図るため、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を浸透させる啓発等を行います。
- ⑪ 食品ロス削減啓発イベントの開催、食品ロス削減に関する情報を集約したポータルサイトによる県民への情報提供等を通じて、食品ロスの削減を図ります。
- ⑫ 県内産農林畜水産物の安全性をPRするとともに県民の不安感を解消し、風評被害を回避するために、県試験研究機関等で生産した農林畜水産物についてサンプリングによる放射線検査を実施し、調査結果を公表します。
- ⑬ 県民が花と緑と自然に親しみ関心を高めるように、馬見丘陵公園で講習会及び展示会を開催することにより、園芸に関する一層の消費拡大を図ります。
- ⑭ 県民の健康増進や食の魅力向上につながるように、農業の研究で得られた成果や技術情報を、ウェブサイトや成果発表会、施設の一般公開等を通じて提供します。
- ⑮ 奈良県畜産農業協同組合が実施する大和畜産ブランドの地位確立のための事業費の一部を補助することにより、信頼されるおいしい畜産物の安定供給と、畜産農家の経営安定を図ります。
- ⑯ 県産材使用住宅への助成により、県産材の普及促進を図ります。
- ⑰ 食用きのこ栽培の講義や原木植菌の実習等を通じて、森林・林業・特用林産物への関心を高め、環境保全意識の啓発を図ります。
- ⑱ 県、特定行政庁及び関係団体等で組織する「なら建築物安全安心推進協議会」が、その活動の一環として、建築物の安全性の確保を図るための取組を行います。また、関係団体と行政が連携して、違反建築防止の街頭啓発を行い、安全な住宅を建てるため、安心な住宅を買うために必要な情報（適正な建築手続や重要事項説明書の説明等）について、県民に周知します。
- ⑲ 大規模地震の発生に備えて、人的被害を抑制するため、耐震診断及び耐震改修を希望する所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断及び耐震改修に係る経費の補助を行います。
- ⑳ マンションにおける良好な居住環境の確保を図るための情報提供を行うため、所有者及び管理組合に対し、関係市町及び関連団体（NPO法人を含む。）との共催によりセミナーを開催します。
- ㉑ 県民等が実施する講習会等に、環境に関する専門家（環境アドバイザー）を講師と

して紹介します。

- ② 小学校では「社会科」「家庭科」「特別の教科 道徳」、中学校では「社会科（公民）」「技術・家庭科」、高等学校では「公民科」「家庭科」において、適切な消費行動、消費者の権利や責任、消費者被害防止の啓発といった消費者教育を推進します。
- ③ 青少年がインターネット利用による犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、重大事件に巻き込まれるなどのトラブルを防止するため、フィルタリングサービスやインターネット利用に関する家庭のルール作りの促進・啓発を図ります。

(2) 消費者団体等の活動推進

- ① 県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、消費生活協同組合の適正な運営と健全な発展を図ります。
- ② 環境保全活動の先導的役割を担う「奈良県環境県民フォーラム」の活動を支援します。

(3) 生活設計の普及

- ① 県民の金融に関する消費者教育及び生活設計の普及啓発を図るため、「奈良県金融広報委員会」が実施する生活設計関連事業を積極的に支援します。
- ② 金融に関する講演会を開催し、金融に関する知識の普及に努めます。

(4) 省エネ・節電等の推進

- ① 地球温暖化防止のため、地球温暖化防止県民運動を展開し、地域における取組を支援します。

Ⅱ. 令和6年度

奈良県消費者行政施策の体系

Ⅱ. 令和6年度 奈良県消費者行政施策の体系

消費生活の安定と向上

1 消費者行政の総合調整

- (1) 総合調整 (県民暮らし課)
- (2) 関係機関等との連携 (県民暮らし課、消費生活センター、薬務・衛生課)
- (3) 消費者意向の反映 (県民暮らし課、薬務・衛生課)

2 消費生活相談等の充実

- (1) 苦情・相談対応体制の整備
(消費生活センター、県民暮らし課、各保健所、経営支援課、地域福祉課、地域医療連携課、住宅課、県警生活環境課)
- (2) 消費者被害の救済 (県民暮らし課)

3 消費生活の安全の確保

- (1) 指導・取締り
(薬務・衛生課、各保健所、県民暮らし課、消費生活センター、農業水産振興課、経営支援課、消防救急課、県警生活環境課)
- (2) 試験・検査及び調査
(薬務・衛生課、食品衛生検査所、保健研究センター、景観・環境総合センター、産業振興総合センター)

4 適正な消費者取引の確保

- (1) 表示・規格・計量の適正化
(県民暮らし課、経営支援課、薬務・衛生課、産業振興総合センター)
- (2) 契約の適正化
(県民暮らし課、建築安全課、観光戦略課)
- (3) 流通の円滑化
(経営支援課、豊かな食と農の振興課、政策推進課、薬務・衛生課)

5 消費者の自立支援

- (1) 消費者教育・啓発、情報提供
(消費生活センター、県民暮らし課、防災統括室、広報広聴課、薬務・衛生課、豊かな食と農の振興課、中和公園事務所、農業研究開発センター、畜産課、県産材利用推進課、建築安全課、住宅課、脱炭素・水素社会推進課、高校教育課、義務教育課、教育振興課)
- (2) 消費者団体等の活動推進 (県民暮らし課、水・大気環境課)
- (3) 生活設計の普及 (消費生活センター)
- (4) 省エネ・節電等の推進 (脱炭素・水素社会推進課)

Ⅲ. 令和6年度
体系別事業計画
及び令和5年度実績一覧

Ⅲ. 令和6年度体系別事業計画及び令和5年度実績一覧（令和6年4月1日時点）

1. 消費者行政の総合調整

(1) 総合調整

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|----------------------------------|---|------------------|------|--------|
| | | R6年度 | R5年度 | |
| 奈良県消費生活審議会及び部会の運営 (奈良県消費生活条例) | 消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項、その他施策の実施に関し、重要な事項を調査・審議するため、消費生活審議会の適正な運営を図る。 また、消費者教育に関する施策の企画・立案を調査・審議するため、必要に応じて部会を設置し、適正な運営を図る。 【構成】消費者、事業者、学識経験者からなる委員及び専門委員 【R5年度実績】1回開催 (R6.3.22) 【R6年度予定】1回開催 | 488 | 438 | 県民暮らし課 |
| 消費生活条例普及推進事業 | 消費者、事業者といった県民に対し「条例」の基本的な考え方や内容について広報し、「消費者の意識向上」「事業者の法令遵守意識向上」「条例の実効性確保」「規制内容の周知」を図るとともに、条例違反の事業者には行政指導を行う。 | — | — | 県民暮らし課 |

(2) 関係機関等との連携

| | | | | |
|---|---|-----|-----|--------------------|
| 市町村との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例) | 市町村との連携を密にし、消費者行政の円滑、効果的な推進を図る。 1. 市町村消費者行政担当課長会議の開催 【R5年度実績】(R5.8.30開催) 【R6年度予定】(R6.9.3開催) ・消費生活相談の状況について ・特殊詐欺被害の状況及び対策について ・見守りネットワークの設置について ・消費者行政強化交付金の活用について 2. 市町村消費者行政担当職員研修会の開催 【R5年度実績】開催なし 【R6年度予定】必要に応じて開催を検討 3. 消費生活相談緊急情報等の提供 4. 相談事例等の情報収集 | 25 | 10 | 県民暮らし課 |
| 関係機関との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例) | 消費者庁、厚生労働省、金融庁、経済産業省近畿経済産業局、農林水産省近畿農政局、公正取引委員会、近畿各府県、消費者団体、業界団体、県各部局等との連絡調整・会議 | 271 | 228 | 県民暮らし課 |
| 『消費者行政の概要』の作成 | 県の消費者行政の概要を体系的にまとめ、県関係課、市町村等と協力・連携し、消費者行政施策を円滑に展開する。 【R5年度実績】200部作成 【R6年度予定】150部作成 | 99 | 139 | 県民暮らし課 |
| 消費者安全確保地域協議会 (奈良県見守りネットワーク)の運営、会議の開催 | 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防止するため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など、地域で見守る多様な団体と連携・協力し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。 【R5年度実績】第1回を開催 (R5.12.25) 【R6年度予定】1回開催 (R7.1.24) | 240 | 730 | 県民暮らし課 |
| 消費者団体の育成・連携 | 消費者、事業者、消費者団体、専門家、関係機関が連携・協力して消費者問題に当たっていくためのネットワークを設立し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。 | — | — | 県民暮らし課 消費生活センター |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|---|------------------|--------|--------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 奈良県食品安全・安心推進本部の運営 (食品衛生法、食品表示法、景品表示法、農薬取締法他各関係法令) | 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく各種施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「奈良県食品安全・安心推進本部」の下、関係部局・課等の相互の連携を強化する。 | — | — | 薬務・衛生課 |
| 市町村消費者行政活性化助成事業交付金 | 市町村が行う消費者行政活性化事業の取組を支援する。 市町村では、消費生活センターの新設をはじめ消費生活相談窓口の拡充等相談体制の整備に取り組む。 また、相談員のレベルアップのための研修参加を支援する。 住民を対象にした消費者教育や啓発等に取り組む。 | 70,431 | 60,155 | 県民暮らし課 |

(3) 消費者意向の反映

| | | | | |
|----------------|--|-----|-----|--------|
| 消費者等との意見交換促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県食品安全・安心懇話会の運営 県内の生産者、製造・加工業者、流通業者、消費者代表者及び学識経験者等からなる懇話会を設置し、意見交換を行うとともに食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって県民の意見を反映する。 ・リスクコミュニケーションの実施 食の安全に関し、コミュニケーションの推進を図り、消費者への情報提供の充実を促進する。 <p>【R 5 年度実績】 食品衛生に関する動画を作成して県ホームページに掲載</p> | 804 | 804 | 薬務・衛生課 |
|----------------|--|-----|-----|--------|

2. 消費生活相談等の充実

(1) 苦情・相談対応体制の整備

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|---------------------|
| 消費生活情報ネットワークの構築 (消費者基本法) | <p>独立行政法人国民生活センターと県内の消費生活相談窓口を結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システム (P I O - N E T) を活用して全国の消費生活情報を共有することにより、相談業務の円滑化を推進する。</p> <p>独立行政法人国民生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 奈良県消費生活センター — 奈良県消費生活センター中中和相談所 — 奈良市消費生活センター — 大和高田市消費生活センター — 大和郡山市消費者センター — 天理市消費生活センター — 橿原市消費生活センター — 桜井市消費生活センター — 御所市消費生活相談窓口 — 生駒市消費生活センター — 香芝市消費生活センター — 葛城市消費生活相談窓口 — 平群町消費生活相談窓口 — 三郷町消費生活相談窓口 — 斑鳩町消費生活相談窓口 — 安堵町消費生活相談窓口 — 川西町消費生活相談窓口 | — | — | 消費生活センター 同中中和相談所 |
|-----------------------------|--|---|---|---------------------|

| | | | | |
|---------------------------------------|---|--------|--------|---------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> — 三宅町消費生活相談窓口 — 田原本町消費生活相談室 — 上牧町消費生活相談室 — 王寺町消費生活相談室 — 広陵町消費生活相談窓口 — 河合町消費生活相談室 | | | |
| 市町村消費者行政の体制整備 (奈良県消費生活条例) | 市町村と県との連携を図り、県消費生活条例に基づいた消費者行政の体制整備を行う。 ・消費生活相談窓口の設置拡充等 ・窓口設置数 28か所 ・窓口設置市町村数 39(全)市町村 | — | — | 県民暮らし課 |
| 市町村の相談窓口の支援 | 県消費生活センターに市町村支援のための消費生活相談員や弁護士等を配置し、市町村の解決困難事案を支援する。 県消費生活センターに市町村相談員専用ダイヤルを設置し、市町村からの問い合わせに対応し、必要に応じて相談員を派遣し、困難事案の相談処理に協力する。 また、相談員のための弁護士相談を実施していない市町村向けに弁護士等による相談を月2回実施する。 | 495 | 495 | 消費生活センター |
| 消費生活相談事業 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例) | 商品やサービスの購入等、消費生活全般についての相談事業を行うとともに、苦情処理に係る商品テストを実施し、消費者からの相談の解決を図る。また、市町村を含む県内の消費生活相談員の資質向上を図るため、定期的に事例研究会等を開催する。 【R5年度実績】相談件数(奈良) 3,289件 (中南和) 1,367件 商品テスト件数 1件 苦情処理事例研究会 11回 相談員研修会 集合5回 【R6年度予定】苦情処理事例研究会、相談員研修会の開催 | 3,182 | 3,211 | 消費生活センター 同中南和相談所 |
| 食の安全相談窓口の開設 | 食品の安全性に関する相談を、県内3保健所(郡山・中和・吉野)で行う。 | — | — | 各保健所 |
| 消費生活相談事業 (市町村支援・消費者教育) | 市町村窓口を支援するとともに、消費者教育を推進するため、県消費生活センターに総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置する。 | 16,948 | 15,784 | 消費生活センター |
| 消費者支援の強化 | 厳正な法執行や消費生活相談情報等を総合的に活用し、消費者トラブルを的確に解決するため、県消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置する。 | — | — | 消費生活センター |
| 奈良県商工会連合会活動推進事業における無料相談事業 | 県内商工業者が抱える法律上・税法上の諸問題、経営の改善、特許、その他経営上の諸問題について商工会等に無料相談所を開設し、顧問弁護士、税理士、中小企業診断士、その他専門の相談員が相談・指導に当たり問題解決を図る。 | 309 | 309 | 経営支援課 |
| 多重債務対策の推進 | 多重債務に係る相談窓口の周知・啓発や研修会の開催により、多重債務対策の推進を図る。 1. 相談窓口案内・債務整理方法案内チラシの作成・配布 【R5年度実績】10,000部作成 【R6年度予定】10,000部作成 2. 相談窓口等について県民だより奈良に掲載 | 47 | 83 | 県民暮らし課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|---|------------------|---------|---------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 奈良県運営適正化委員会の設置運営 (社会福祉法) | 運営適正化委員会を奈良県社会福祉協議会に設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービスを適切かつ安心して利用できるようにする。 | 7,684 | 7,684 | 地域福祉課 |
| 医療安全推進対策事業 | 医療に関する患者等の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により、医療の安全と信頼を高める。 ・医療安全相談窓口の運営 本庁、各保健所 【R 5 年度実績】717件 | 114 | 116 | 地域医療連携課 |
| 小児救急医療電話相談事業 | 夜間、休日等に小児救急に関する保護者等の電話相談に看護師(必要に応じて小児科医)が対応し、医療機関への不要な受診を抑制するとともに、患者の家族に対して安心感を与えるための施策を行う。 携帯電話・プッシュ回線 #8000 I P 電話・ダイヤル回線 0742-20-8119 【R 5 年度実績】24,289件 | 49,233 | 40,490 | 地域医療連携課 |
| 奈良県救急安心センター運営事業 | 24時間体制で、医師や看護師が救急患者の医療相談に応じ、また、オペレーターが医療機関を案内することにより、真に急ぐべき患者が受診を控えることのないよう誘導するとともに、不要な救急車の要請を抑制、適正な救急医療の確保を推進する。 携帯電話・プッシュ回線 #7119 I P 電話・ダイヤル回線 0744-20-0119 【R 5 年度実績】81,805件 | 131,273 | 128,537 | 地域医療連携課 |
| 住まい相談窓口普及促進事業 | 行政機関等における住宅リフォームに関する相談窓口担当者向けに講習会を開催し、住宅相談窓口の充実を図る。 【R 5 年度実績】講習会0回 【R 6 年度予定】講習会1回 | — | — | 住宅課 |
| マンション管理に係る無料相談事業 (マンション管理の適正化の推進に関する法律) | マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士が管理組合の運営やマンションの修繕、日常生活に関わるトラブルとその対処などの無料相談を関連団体(NPO法人を含む。)と共催により実施する。 【R 5 年度実績】相談件数 17件 【R 6 年度予定】相談 随時 | — | — | 住宅課 |
| 悪質商法相談業務 | 悪質な特定商取引等に関する相談業務を行う。 | — | — | 県警生活環境課 |

(2) 消費者被害の救済

| | | | | |
|-------------------------------------|--|-------|-------|--------|
| 奈良県消費生活審議会・苦情処理部会の運営 (奈良県消費生活条例) | 消費者からの苦情のうち、解決が著しく困難であると認められる苦情について、あっせん又は調停を行う。 | 90 | 90 | 県民暮らし課 |
| 消費者訴訟費用の貸付 (奈良県消費生活条例、同条例施行規則) | 消費者が商品又は役務等の取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合に、訴訟費用の貸付を行う。 ① 限度額：1件50万円 ② 利息：無利息 ③ 条件：貸付要件に該当すること ④ 貸付額：知事が認める額 ⑤ その他：増額貸付制度がある | 1,000 | 1,000 | 県民暮らし課 |

3. 消費生活の安全の確保

(1) 指導・取締り

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|------------------------------------|--|------------------|--------|--------------------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 食の安全みはり番事業 (食品衛生法、食品表示法) | 奈良県の食品衛生の監視指導については、「奈良県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため、県内3保健所に、食品衛生監視員を配置し、衛生管理の徹底及び監視指導の強化を行う。 【R 5 年度実績】 ・監視施設数 許可を要する施設：2,770施設 許可を要しない施設：435施設 | 3,658 | 3,105 | 薬務・衛生課 各保健所 |
| 事業者指導の強化 | 悪質事業者を排除するため、県民暮らし課に事業者専門指導員を配置し、事業者指導を強化する。 また、消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置し、消費生活相談等を総合的に活用して消費者トラブルの解決を図る。 | — | — | 県民暮らし課 消費生活センター |
| 農薬適正使用推進対策事業 | 農薬取扱業者、農業者等農薬使用者に対する研修指導等を行い、農薬による危害防止、適正な保管管理、安全使用を徹底し、安全な農産物の安定生産を図る。 【R 5 年度実績】 ・農薬安全使用研修会の開催（8月23日、3月14日） ・農薬管理指導士の育成 ・研修会の開催 ・養成研修（2月1日～2日）、更新研修（1月23日、26日） 【R 6 年度予定】 ・農薬安全使用研修会、農薬管理指導士養成/更新研修会の開催 | 1,049 | 1,048 | 農業水産振興課 |
| 薬事監視指導事業 (医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法) | 不良、不正医薬品の市場からの排除はもとより、安全で有効な医薬品等の流通を図り、県民生活の安全確保を充実させる。 | 63 | 251 | 薬務・衛生課 |
| 麻薬取締事業 | 麻薬等が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その製造、譲渡、譲受、所持、施用等に関し必要な取締り及び指導を行う。 | 227 | 418 | 薬務・衛生課 |
| 毒物劇物取締事業 | 毒物及び劇物取締法に基づく製造業、販売業の登録等の事業を行うとともに、毒物劇物の適正な取扱等について啓発することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生を未然に防止する。 | 987 | 1,313 | 薬務・衛生課 |
| 貸金業登録及び監督指導業務 | 貸金業者に対し、登録を実施し、立入検査等を行い、事業者の適正な業務運営について指導する。 | 8 | 9 | 経営支援課 |
| 消費生活用製品安全法に基づく調査事務 (消費生活用製品安全法) | 危険性の高い消費生活用製品（特定製品）の製造及び販売を規制するとともに、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多い消費生活用製品（特定保守製品）の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じることにより、一般消費者の利益を保護する。 県は、特定製品・特定保守製品の販売店への調査を実施し、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図る。 | — | — | 経営支援課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|--|------------------|-------|---------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| ガス火薬電気保安事業 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、電気工事の業務の適正化に関する法律、電気工事士法、電気用品安全法、ガス事業法) | <p>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び電気工事による災害を防止し、公共の安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガスの一般消費者等に対する販売及びガス器具等の販売等を規制することにより、災害の防止と取引の適正化を図る。 ・火薬類の販売、消費等を規制することにより、災害の防止と公共の安全確保を図る。 ・電気工事士の免状交付、電気工事の登録及び業務の規制を行い、電気工事業務の適正な実施を図ることにより、電気設備の保安の確保を図る。 ・電気用品の販売を規制することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。 ・ガス用品の販売を規制することにより、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図る。 <p>【R 5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガス販売事業者への立入検査：27事業所 ・火薬類消費事業者への立入検査：17事業者 ・液化石油ガス器具等、電気用品、ガス用品の販売店への立入検査：5事業者 | 1,078 | 908 | 消防救急課 |
| 危険物行政推進事業 (消防法) | <p>危険物取扱者及び消防設備士に対する法定講習を行い、危険物等に係る災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者及び消防設備士の法定講習委託事務 <p>【R 5年度実績】</p> <p>講習会 ・危険物取扱者 6回（5月、9月（2回）、10月、11月、2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備士 2回（7月、2月） | 7,070 | 6,518 | 消防救急課 |
| 悪質商法等取締り | 悪質な生活侵害事犯等の取締りを推進する。 | — | — | 県警生活環境課 |

(2) 試験・検査及び調査

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|--|------------------|--------|-------------------------------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 食品の検査による安全確認事業 (食品衛生法、食品表示法) | 消費者に安全性の高い食品を供給するため、食品中に含まれる食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、食中毒原因菌及び遺伝子組換え食品等の試験検査を実施する。 【R 5年度実績】 収去検査 624検体 ・ 県産農産物モニタリング調査 101検体 | 29,624 | 29,639 | 薬務・衛生課 食品衛生検査所 保健研究センター |
| 伝達性海綿状脳症※スクリーニング検査 (と畜場法等) (※牛海綿状脳症(BSE)を含む) | 奈良県食肉センターに搬入される牛、めん羊及び山羊について、と畜場法等に基づき「と畜検査」及び「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査」を実施し、食肉の安全と県民の安心を確保する。 【R 5年度実績】 検査実績 牛：10頭、めん羊・山羊：0頭 計：10頭 | 605 | 545 | 薬務・衛生課 |
| 未承認医薬品危害防止事業 (医薬品医療機器等法) | 未承認医薬品の買い上げ検査や県民への啓発により、危険医薬品等による健康被害を防止する。 | 212 | 207 | 薬務・衛生課 |
| 食品生活試験事業 (食品衛生法) | 食品衛生法等に基づく残留農薬、食品添加物、器具・容器包装など各種検査を実施する。 | 83 | 85 | 保健研究センター |
| 大気・水質試験事業 (水質汚職防止法、大気汚染防止法等) | 生活環境の保全を図る一環として、空気や水に含まれる環境汚染物質等の測定を実施する。 | 686 | 710 | 景観・環境総合センター |
| 保健衛生試験事業 (感染症法、食品衛生法、地域保健法、水道法、公衆浴場法等) | 感染症、食品衛生、環境衛生等の予防対策の一環として微生物及び理化学試験検査を実施する。 | 456 | 1,205 | 保健研究センター |
| 依頼試験研究指導事業 (産業振興総合センター手数料条例) | 企業からの依頼に基づき、工業製品等の試験・分析を行う。 定性分析、定量分析、材料強度試験、繊維試験等 依頼件数 【R 5年度実績】 639件 【R 6年度予定】 600件 | 11,540 | 10,699 | 産業振興総合センター |

4. 適正な消費者取引の確保

(1) 表示・規格・計量の適正化

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|---|---|------------------|-------|------------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 不当景品類及び不当表示防止法の適正運用 (不当景品類及び不当表示防止法) | <p>不当景品類及び不当表示防止法を適正に運用することにより、商品や役務等の取引に関する不当表示等による顧客誘引を防止する。</p> <p>1. 消費者庁、農林水産省近畿農政局、近畿各府県、その他関係団体との連絡調整・会議</p> <p>2. 消費生活相談窓口への法に関する情報提供・解釈指導</p> <p>3. 被疑事件の調査</p> <p>(1) 職権探知による調査</p> <p>(2) 申告及び通知による調査</p> <p>(3) 公正取引協議会との連携による集中指導</p> <p>4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分</p> <p>【R 5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 <p>【R 6年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 | 12 | 12 | 県民暮らし課 |
| 自主基準設定に関する事業 (不当景品類及び不当表示防止法) | <p>事業者団体が自主商品に関する表示方法や景品提供の方法について定める(=自主基準の設定)ことにより、消費者の適正な選択を確保し、また、事業者間の公正な競争の促進を図る。</p> <p><県内の事業者団体における自主基準設定状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野葛適正表示基準 (S58. 9. 1施行) 油菓子の表示に関する自主基準 (S60. 10. 1施行) | — | — | 県民暮らし課 |
| 家庭用品品質表示法に基づく調査事務 (家庭用品品質表示法) | <p>消費者が商品を選択する際の目安となるよう、「家庭用品品質表示法」では、品目を指定し、その材質や取扱方法について表示事項を定めている。</p> <p>県は、指定された品目で表示事項を表示していなかったり、表示の標準を守らない事業者などに対する指示、また、その状況に応じて立入検査を実施し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。</p> | — | — | 経営支援課 |
| 食品表示適正化事業 (食品表示法) | <p>食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するため、食品表示の状況を日常的にモニターし県に報告する食品表示サポーターを公募により100名程度選任し、不適正表示に対する監視及び指導の強化を図る。</p> <p>食品表示110番を設置・運営し、疑義情報を収集する。</p> <p>【R 5年度実績】</p> <p>食品表示サポーターによる表示確認回数 732回</p> | 16 | 16 | 薬務・衛生課 |
| 計量器の検定・検査 (計量法) | <p>取引・証明における適正計量を確保するため、使用中の質量計について精度確認の定期検査を行う。</p> <p>また、県内事業者に対して適正な計量の実施が確保されているかについて確認し、必要な措置を講じるため立入検査及び巡回指導を行う。</p> | 1,561 | 1,251 | 産業振興総合センター |
| 適正計量推進事業 | <p>県内事業者における流通商品の適正な計量販売を促進するため、全国一斉商品量目立入検査と連動した商品の買上・検査を行う。</p> <p>【R 5年度実績】 中元期・年末期 2回実施</p> <p>【R 6年度予定】 中元期・年末期 2回実施</p> | 265 | 265 | 産業振興総合センター |
| 計量思想の普及事業 | <p>計量行政の適正な執行のため、都道府県計量行政協議会等を通じて、国及び都道府県等との情報交換を図る。また、適正な計量の実施を確保するために主任計量者講習を実施する。</p> | 738 | 629 | 産業振興総合センター |

(2) 契約の適正化

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|--|------------------|--------|--------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の適正運用 (特定商取引に関する法律、割賦販売法) | 特定商取引に関する法律及び割賦販売法を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。 1. 消費者庁、経済産業省近畿経済産業局、近畿各府県、その他関係団体等との連絡調整・会議 2. 消費生活相談窓口への法令に関する情報提供・解釈指導 3. 被疑事件の調査 (1) 職権探知による調査 (2) 申出又は通知による調査 4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分 5. 法に関する啓発 | 84 | 84 | 県民暮らし課 |
| 奈良県消費生活条例の適正運用 | 県消費生活条例を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。 1. 消費生活相談窓口への条例に関する情報提供・解釈指導 2. 被疑事件の調査 (1) 職権探知による調査 (2) 申告又は通知による調査 3. 悪質事業者に対する行政指導 4. 条例に関する啓発 | — | — | 県民暮らし課 |
| 宅地建物取引業法施行事務 (宅地建物取引業法) | 宅地建物取引業者等の免許・登録及び指導監督を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅地建物の購入者等の保護と流通の円滑化を図る。 【R 5 年度実績】宅地建物取引業者の免許(新規・更新)宅地建物取引士の登録及び取引士証の交付宅地建物取引業法に基づく指導監督 【R 6 年度予定】同 上 | 2,447 | 2,369 | 建築安全課 |
| 旅行業法施行業務 (旅行業法) | 旅行業等を営む者の登録制度を実施することにより、業務の適正な運営を確保し、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図る。 | 70 | 71 | 観光戦略課 |

(3) 流通の円滑化

| | | | | |
|----------|--|-----|-----|------------|
| 物価安定対策事業 | 物価の高騰による社会的影響が懸念される場合や災害の発生等による生活関連物資の需給・ひっ迫等、不測の事態の発生の際は、関係機関と連携し、小売店舗への価格調査を実施し、不合理な価格形成を未然に防止する。 緊急時に即時に国・市町村と連携できる体制を整えるため、通常時においては国等による消費・物価動向情報を把握する。 | — | — | 経営支援課 |
| 食品流通対策事業 | 食と農の連携強化や経営基盤の強化を通じた食品産業の体質強化、食品流通の効率化・活性化の推進に向け、関係機関との調整を図るとともに、情報収集、発信の強化を図る。 | 327 | 327 | 豊かな食と農の振興課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|--|------------------|--------|--------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 小売物価統計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、小売物 価統計調査規則) | <p>【調査の目的】 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金(価格調査)及び家賃(家賃調査)を、全国的な規模で小売店舗、サービスを提供する事業所等から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p><動向編> 価格調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において代表的な店舗等での小売価格を調査 家賃調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において民間借家に住む世帯の家賃等を調査</p> <p><構造編> 総務省が定める調査地区(橿原市、桜井市、五條市、生駒市)において、地域による小売価格の差を調査</p> <p>【主な調査項目】</p> <p><動向編> 価格調査 — 商品の小売価格、サービス料金(授業料、水道料、保育料など)など(指定345品目) 家賃調査 — 住宅の1か月分の家賃、延面積など</p> <p><構造編> 商品の小売価格など(指定58品目)</p> | 10,879 | 11,143 | 政策推進課 |
| 家計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、家計調 査規則) | <p>【調査の目的】 全国の世帯を対象に国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、個人消費の動向や地域的差異を明らかにすることで、国の経済政策や社会政策立案のための基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p>二人以上の一般世帯 — 奈良市 96世帯 五條市 12世帯</p> <p>単身世帯 — 奈良市 8世帯 五條市 1世帯</p> | 18,384 | 19,202 | 政策推進課 |
| 公衆浴場入浴料金統 制額の指定に関する 事業 (物価統制令、奈良 県公衆浴場入浴料金 協議会規則) | <p>・公衆浴場入浴料金協議会の開催 公衆浴場業者からの料金改定申請を受けて協議会への諮問を行い、知事が料金改定の指定を行う。</p> <p>【直近の開催の実績】</p> <p>開催日 令和5年7月31日 料金改定日 令和5年10月1日 改定料金 大人480円、中人200円、小人100円 に改定</p> | — | 96 | 薬務・衛生課 |

5. 消費者の自立支援

(1) 消費者教育・啓発、情報提供

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|---------------------------------------|--|------------------|-------|----------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 消費者保護啓発の実施 | <p>適格消費者団体なら消費者ねっとと連携し、消費者の権利擁護と消費者被害の未然防止に取り組む。</p> <p>【R 5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告の特商法・景表法等違反事案収集及びインフルエンサー等に対する広告適性表示啓発の実施 <p>【R 6年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者を対象に差止請求事案を踏まえた消費者関連法に基づくセミナーを開催 | 500 | 500 | 県民暮らし課 |
| 消費者教育の実施 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例) | <p>消費者が自ら確かな知識と判断力を身につけ、情報を正しく理解し、安心して適切な行動ができるための教育や情報の提供を行う。</p> <p>【R 5年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者フォーラムin奈良 5月21日開催 「SDGsの視点から私たちの未来を考える」 講師：国谷 裕子氏（ジャーナリスト） 参加者：121名 会場：奈良公園バスターミナル 2. 「夏休み子ども講座」8月8日開催 エンカル消費を学ぼう！「次世代エネルギーライト工作教室」 3. 実践ラボ「消費者教育研修会」WEB開催 講座1「中学校・高等学校での金融教育について『何をどう実施するか?』」 講師：金融広報中央委員会 主査 竹内 俊久 氏 講座2「立ち止まり考える方法を学ぶ・デジタル・シティズンシップの授業」 講師：一般社団法人メディア教育研究室 代表理事 今度 珠美 氏 <p>消費者教育・啓発の担い手となる教員やボランティア、消費生活相談員等を対象に、情報・知識・テクニックを提供する場とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 「くらしの安全・安心サポーター」講座 11月7日・11月21日開催 場所：アクティ奈良 サポーター新規登録者15名 5. 移動講座 通年（109回） 参加者4,818名 6. 出前講座 通年（18会場） 参加者490名 7. 消費者教育・啓発ポスターコンテスト | 3,823 | 5,061 | 消費生活センター |

優秀作品等を活用したパネル等の啓発物品を作成
令和5年度（第1回）消費者教育・啓発ポスターコンテスト

| イラスト | 若者のトラ ブル部門 | 高齢者のトラ ブル部門 | エシカル 消費部門 | 製品安全 部門 |
|-------|---------------|----------------|--------------|------------|
| 応募作品数 | 13 | 15 | 13 | 12 |
| 最優秀賞 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 優秀賞 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 奨励賞 | 2 | 1 | 1 | 0 |

令和5年度（第2回）消費者教育・啓発ポスターコンテスト

| イラスト | 若者のトラ ブル部門 | 高齢者のトラ ブル部門 | エシカル 消費部門 | 製品安全 部門 |
|-------|---------------|----------------|--------------|------------|
| 応募作品数 | 4 | 6 | 5 | 3 |
| 最優秀賞 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 優秀賞 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 奨励賞 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8. 消費者教育教材づくり
学校等の教員が消費者教育の授業で使用するための副教材を
教員等と連携して作成、3,000部発行。
9. 消費者啓発情報誌の作成
センター情報誌を作成、年12回発行。
10. 啓発用パンフレットの作成
製品事故を防ぐために、乳幼児の保護者向けに啓発パンフレ
ット作成、10,000部発行。
11. 消費者被害防止のための啓発動画作成

【R6年度予定】

1. 消費者フォーラムin奈良
5月21日開催
「デジタル時代に求められる消費者力とは」
講師：住田 裕子 氏（弁護士）
会場：奈良公園バスターミナルレクチャーホール
消費者月間行事として、消費者問題に関する啓発事業の一環
で、毎年テーマを定め、奈良県金融広報委員会と共催で記念
事業を開催する。
2. 「夏休み子ども講座」8月17日開催
エシカル消費を学ぼう！「LEDランタン工作教室」
3. 実践ラボ「消費者教育研修会」WEB開催（オンデマンド）
講座1「若年者のネット・SNS事情と必要とされる消費者教
育」
講師：一般社団法人 ECネットワーク
理事 原田 由里 氏
講座2「エシカル消費 サステイナブルファッションとは」
講師：一般社団法人 unisteps
共同代表 鎌田 安里紗 氏
消費者教育・啓発の担い手となる教員やボランティア、消費
生活相談員等を対象に、情報・知識・テクニックを提供する
場とする。
4. 「くらしの安全・安心サポーター」講座
10月～11月開催予定。消費生活センター等、相談窓口と地域
をつなぐパイプ役となるサポーターを募集し、消費者問題に関
する基礎知識と消費者啓発の手法を習得するための講座を開催
する。受講後は、サポーターとして登録し、ボランティアとし
て活動。
また、サポーターの活動を維持するための研修会、意見交換
会を開催する。さらに、サポーターの自主活動グループ（グル
ープあんあん、ざ・ひめみこ）の啓発活動を支援。
5. 「くらしの講座」（テーマ未定）3回程度
6. 移動講座
随時実施。消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止
のため、消費者の要望に応じ、地域の団体・学校・一般消費者
グループが開催する講座や講演会等に講師を派遣し、消費者問
題についての学習の機会を設ける。
・成年年齢引き下げに伴う特別講座
講師：奈良弁護士会・奈良県消費生活コーディネーター
7. 出前講座
随時実施。くらしの安全・安心サポーターを地域の団体等の
集まりに派遣し、消費者トラブルの未然防止を図る。

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|----------------|--|------------------|--------|--------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 消費者教育の普及推進事業 | <p>消費者の自立を支援するため、消費者のライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案を行うとともに、消費者教育の推進のための取組を実施する。 消費者教育推進計画を策定する。</p> <p>【R 5 年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 若年者消費者教育強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 「成年年齢引下げ」による消費者被害拡大防止のため、全県立高校に啓発チラシを配布（教育委員会との連携） 高齢者消費者教育強化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けリーフレットを作成 県警察と連携し、大型商業施設で啓発活動を実施（R5. 8. 1） 高齢者特殊詐欺被害防止事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、高齢者運転免許更新講習受講者に対して啓発チラシを配布 県警察と連携し、大型商業施設で防犯電話の展示及び啓発活動を実施 県警察と連携し、新聞折り込みで特殊詐欺防止のチラシを配布 ワタミと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 金融機関連携高齢者等生活設計・悪質商法防止事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 生命保険協会と連携し、啓発チラシを配布 中高大学生生活改善指導事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、中高大学生を対象とした啓発チラシを配布 高齢者等見守り活動推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ならコープと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 悪質訪問販売防止事業物件費 <ul style="list-style-type: none"> 訪問販売お断りステッカーを配布 <p>【R 6 年度実施予定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 若年者消費者教育強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 「成年年齢引下げ」による消費者被害拡大防止のため、全県立高校に啓発チラシを配布（教育委員会との連携） 高齢者消費者教育強化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けリーフレットを作成 県警察と連携し、大型商業施設で啓発活動を実施（R6. 8. 3） 高齢者特殊詐欺被害防止事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、高齢者運転免許更新講習受講者に対して啓発チラシを配布 県警察と連携し、啓発チラシを新聞の折り込みで配布（R7. 1. 5） 県警察と連携し、大型商業施設で防犯電話の展示及び啓発活動を実施（R6. 8. 3） ワタミと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 中高大学生生活改善指導事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、中高大学生を対象とした講座で啓発チラシを配布 高齢者等見守り活動推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ならコープと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 悪質訪問販売防止事業物件費 <ul style="list-style-type: none"> 訪問販売お断りステッカーを配布 | 3,986 | 8,216 | 県民くらし課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|---------------------------------------|---|------------------|--------|----------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 情報・資料の提供 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例) | <p>【R 5 年度実績】</p> <p>1. 啓発資料の作成・配布</p> <p>(1) 『あま〜い誘いにご用心!』 (14,000部) (近畿府県共同作成啓発資料) 配布先：高校生、大学生等 内容：若者に被害の多い悪質商法及びクーリング・オフについて</p> <p>(2) 『くらしの豆知識』 (150部) 配布先：県消費生活センター主催講座の受講者 (学習資料) 内容：消費生活相談の事例をもとにした身近な生活情報冊子</p> <p>(3) 消費者啓発情報誌の作成 啓発情報誌を作成、年12回メールによる送付</p> <p>(4) 乳幼児保護者向け製品安全リーフレット 乳幼児の不慮の事故防止を目的に、乳幼児検診時等に配布するリーフレットを作成、10,000部配布。</p> <p>2. 消費生活情報の提供 消費者問題に関する情報を、インターネット等を活用し迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>3. マスメディアを活用した消費者問題の啓発</p> <p>(1) 奈良新聞：「消費者の目」(毎月第1火曜日等：13回掲載)</p> <p>(2) ラジオ：ならどっとFM (毎月第3水曜日：12回放送) NHK関西ラジオワイド (毎週火曜日：近畿府県持ち回りで担当、奈良県4回)</p> <p>【R 6 年度予定】</p> <p>1. 啓発資料の作成・配布</p> <p>(1) 『あま〜い誘いにご用心!』 (14,000部) (近畿府県共同作成啓発資料) 配布先：高校生、大学生等 内容：若者に被害の多い悪質商法及びクーリング・オフについて</p> <p>(2) 『くらしの豆知識』 (150部) 配布先：県消費生活センター主催講座の受講者 (学習資料) 内容：消費生活相談の事例をもとにした身近な生活情報冊子</p> <p>(3) 消費者啓発情報誌の作成 啓発情報誌を作成、年12回 メール配信及びホームページ掲載</p> <p>(4) 乳幼児保護者向け製品安全リーフレット 乳幼児の不慮の事故防止を目的に、乳幼児検診時等に配布するリーフレットを作成、10,000部配布。</p> <p>2. 消費生活情報の提供 消費者問題に関する情報を、インターネット等を活用し、迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>3. マスメディアを活用した消費者問題の啓発</p> <p>(1) 奈良新聞：「消費者の目」(毎月第1火曜日：12回掲載)</p> <p>(2) ラジオ：ならどっとFM (毎月第3水曜日：12回放送) NHK関西ラジオワイド (毎週火曜日：近畿府県持ち回りで担当、奈良県4回)</p> | — | — | 消費生活センター |
| 消費生活情報に関する展示事業 | <p>消費生活に必要な基礎知識をパネルで作成し、消費生活センターや消費生活に関する催し等で展示するとともに、地域の団体や学校等へ貸し出しする。</p> <p>【R 5 年度実績】 7会場 35日</p> | — | — | 消費生活センター |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|----------------|--|------------------|---------|----------------------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 安全・安心まちづくり推進事業 | 【R 5年度実績】 地域の防犯力・防災力を高めるための啓発、情報提供 ・「安全・安心まちづくり」普及啓発・人材育成 自主防犯・防災リーダー研修 10月7日、11月4日（河合町中央公民館） 10月28日、11月25日（奈良女子大学） フォローアップ研修 12月9日（社会福祉総合センター） ・地域防犯サポート事業所登録制度 R 5年度登録数：111事業所 ・自主防災訓練支援事業：3か所 ・安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣回数：12回 | — | 10,142 | (旧) 安全・安心まちづくり推進課 |
| | 【R 6年度予定】 地域の防災力を高めるための啓発、情報提供 ・安全・安心まちづくり人材育成 自主防犯・防災リーダー研修 ・安全・安心まちづくり地域活動支援事業 自主防災訓練支援事業：3か所 自主防災アドバイザー派遣事業 ・地域防災支援担当者制度 | 2,617 | — | 防災統括室 |
| | 【R 6年度予定】 地域の防犯力を高めるための啓発、情報提供 ・安全・安心まちづくり旬間の実施 ・全国地域安全運動奈良県民大会の開催 ・地域防犯サポート事業所登録制度 ・高齢者等特殊詐欺被害防止啓発事業 ・通学通園路等安全確保支援事業 ・自主防犯アドバイザー派遣事業 | 6,846 | — | 県民くらし課 |
| 広報誌等による県政広報 | 県の主要施策、行事、お知らせ情報等を広報誌、テレビ・新聞等の媒体を活用し、できる限り多くの県民の目に触れるような機会づくりを行う。 【R 5年度実績】 ① 刊行物等による県政広報事業 「県民だより奈良」「点字県民だより奈良」「声の県民だより奈良」に、「インターネットトラブル」「災害に便乗した悪質商法トラブル」への注意喚起を掲載 ② テレビ等による県政広報事業 県域テレビによる県政広報 県政スポットCM『みんなで防ごう！振り込め詐欺』 ③ インターネット等による県政広報事業 「県政フラッシュ」「県政スポットCM」の動画配信 ④ ラジオによる情報提供 「ならどっとFM」「FMハイホー」「FM五條」 ⑤ 新聞等による県政広告事業 地元紙・全国紙等に県政広告を掲載 ⑥ スマホアプリによる奈良のニュース配信事業 奈良の地域ニュースや県の主要施策等をアプリで配信 【R 6年度予定】 ① 刊行物による県政広報事業 「県民だより奈良」「点字県民だより奈良」「声の県民だより奈良」 ② テレビ等による県政広報事業 広報番組、スポットCM ③ インターネット等による県政広報事業 YouTube「奈良県公式総合チャンネル」 ④ ラジオによる情報提供 「ならどっとFM」「FMハイホー」「FM五條」 「FMヤマト」「FMまほろば」 ⑤ 新聞等による県政広告事業 地元紙・全国紙等に県政広告を掲載 | 540,487 | 507,400 | 広報広聴課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|-------------------------|---|------------------|--------|------------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| なら県政出前トーク | 県政情報を積極的に提供するとともに、県民との対話を促進することを目的に、職員が出向いて施策を説明する、「なら県政出前トーク」を実施する。 【R 5 年度実績】172のテーマを用意、82回実施 【R 6 年度予定】164のテーマを用意 | 156 | 156 | 広報広聴課 |
| 薬物乱用防止対策事業 | 薬物乱用がもたらす保健衛生上の危害及び社会的な弊害について正しい知識の普及啓発の促進及び規範意識の維持向上を図ることにより、薬物乱用を許さない県民意識の醸成を図る。特に若年層向けの活動を強化する。 | 1,620 | 701 | 薬務・衛生課 |
| 薬事啓発指導事業 (医薬品医療機器等法) | 医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く県民の間に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与する。 | 516 | 443 | 薬務・衛生課 |
| 食品ロス削減推進事業 | 1. 食品ロス削減推進事業 【R 5 年度実績】 ・啓発イベントの開催 ・飲食店を通じた啓発 ・ポータルサイトによる情報発信 ・農産物等のロスを削減するため、未利用農産物をこども食堂等へ提供 【R 6 年度予定】 ・啓発イベントの開催 ・国、市町村、フードバンク、食品事業者等との連携 ・ポータルサイトによる情報発信 ・農産物等のロスを削減するため、未利用農産物をこども食堂等へ提供 2. 未利用食品活用推進事業 【R 5 年度実績・R 6 年度予定】 ・フードバンク活動団体に対し、活動の体制づくりや食品の受入及び譲渡の拡大に向けた事業に要する経費を補助 | 3,820 | 3,082 | 豊かな食と農の振興課 |
| やまと花ごよみ開催事業、公園ふれあい事業 | 県民が花と緑と自然に親しみ関心を高めるように、馬見丘陵公園で講習会及び展示会を開催することにより、園芸に関する一層の消費拡大を図る。 【R 5 年度実績】 講習会 16回 花と緑と自然の展示会 5回 参加者及び見学者数 2,878名 | 562 | 562 | 中和公園事務所 |
| 農業情報の発信 | 県民の健康増進や食の魅力向上につながるように、農業の研究で得られた成果や技術情報を、ウェブサイトや成果発表会、施設の一般公開等を通じて提供する。 | — | — | 農業研究開発センター |
| 大和畜産ブランド推進事業 | 信頼されるおいしい畜産物の安定供給と、畜産農家の経営安定を図ることを目的とし、奈良県畜産農業協同組合が実施する大和畜産ブランドの地位確立のための事業費の一部を補助する。 1. 生産基盤強化対策 ① 和牛子牛県内保留対策 ② 蜜源増殖対策 2. 生産技術向上対策 ① 飼養管理技術向上対策 3. 販路拡大対策 ① 商談会への参加 ② イベントの開催 4. ブランド認証制度推進対策 ① ブランド認証制度推進対策 | 1,300 | 1,300 | 畜産課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|---|--|-------------------|--------|------------|
| | | R 6 年度 | R 5 年度 | |
| 奈良の木を使用した住宅助成事業 | <p>県産材使用住宅への助成により「奈良県産 J A S 材」、「奈良県地域認証材」及び「奈良県産材」のより一層の普及促進を図る。</p> <p>(補助金額)</p> <p>構造材 5 m³以上 : J A S 材 300千円、認証材 150千円、 県産材 100千円</p> <p>内装材 20 m²以上 : J A S 材 200千円、認証材 100千円、 県産材 50千円</p> <p>【R 5 年度実績】構造材 : 認証材 15戸、県産材 61戸 内装材 : 認証材 93戸、県産材 39戸</p> | 27,500 | 23,259 | 県産材利用推進課 |
| 建築物安全安心実施計画推進事業 | <p>県、特定行政庁及び関係団体等で組織する「なら建築物安全安心推進協議会」が、その活動の一環として、建築物の安全性の確保を図るための取組を行う。また、関係団体と行政が連携して、違反建築防止の街頭啓発を行い、安全な住宅を建てるため、安心な住宅を買うために必要な情報(適正な建築手続きや重要事項説明書の説明等)について、県民に周知する。</p> <p>【R 5 年度実績】街頭啓発 1回 【R 6 年度予定】街頭啓発 1回</p> | 60 | 60 | 建築安全課 |
| 既存木造住宅耐震診断市町村補助 | <p>大規模地震の発生に備えて人的被害を抑制するためには、古い木造住宅の耐震診断を早急に普及させ、耐震化を促進する必要がある。そのために、耐震診断を希望する所有者に対し県は市町村と連携して耐震診断に係る経費の補助を行う。</p> <p>【R 5 年度実績】79件</p> | 4,700 (他事業を含む) | 1,000 | 建築安全課 |
| 既存木造住宅耐震改修市町村補助 | <p>昭和56年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅の耐震改修をする場合、県は市町村と連携して、その経費の一部を補助する。</p> <p>【R 5 年度実績】10件</p> | 4,700 (他事業を含む) | 2,140 | 建築安全課 |
| マンション管理の適正化啓発事業 (マンション管理の適正化の推進に関する法律) | <p>マンションにおける良好な居住環境の確保を図るための情報提供を行うため、所有者及び管理組合に対し、関係市町及び関連団体(NPO法人を含む。)との共催によりセミナーの開催を実施。</p> <p>【R 5 年度実績】1回 【R 6 年度予定】1回</p> | — | — | 住宅課 |
| 環境教育への支援 | <p>環境アドバイザーの派遣 県民等が実施する講習会等に、環境に関する専門家(環境アドバイザー)を講師として紹介する。</p> <p>【R 5 年度実績】11団体へ派遣</p> | 363 | 379 | 炭素・水素社会推進課 |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|----------------|--|------------------|-------|---------------------------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 普通教育における消費者教育 | <p>現行の学習指導要領において、小学校・中学校及び高等学校における消費生活に関する学習をさらに充実するよう改善された。各校種の消費者教育に関する内容は次のとおりである。</p> <p>① 小学校〈文部科学省平成29年3月告示〉</p> <p>[社会科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。 ・消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。 ・工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。 <p>[家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。 ・身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。 ・購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。 ・自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 ・環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。 <p>[特別の教科 道徳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を発展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどうのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくこと。 <p>② 中学校〈文部科学省平成29年3月告示〉</p> <p>[社会科(公民)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な消費生活 ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政 <p>[技術・家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 (→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等) ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 (→環境への配慮、電子マネー等) <p>③ 高等学校〈文部科学省平成30年3月告示〉</p> <p>[公民科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に関する問題 (→多様な契約、消費者の権利と責任等) ・成年年齢引き下げに伴う特別講座講師：奈良弁護士会・奈良県消費生活コーディネーター ・出前講座 随時実施。くらしの安全・安心サポーターを地域の団体等の集まりに派遣し、消費者トラブルの未然防止を図る。 <p>[家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活における経済の計画 (→家計管理、生涯を見通した生活における経済の管理や計画) ・消費行動と意思決定 (→消費者の権利と責任、消費行動における意思決定、契約の重要性) ・持続可能なライフスタイルと環境 (→持続可能な消費) <p>※ (→) 内は学習指導要領解説における記述</p> | | | <p>高校教育課</p> <p>義務教育課</p> |

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|-------------------------------------|--|------------------|-------|-------|
| | | R 6年度 | R 5年度 | |
| 専門教育における消費者教育 | 高等学校家庭科「消費生活」、商業科「経済活動と法」「商品開発」「広告と販売促進」の中で、消費者教育を行っている。 | - | - | 高校教育課 |
| 青少年非行問題等対策事業 (奈良県青少年の健全育成に関する条例) | 青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、フィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する家庭のルール作りの普及を図る。 【R 5年度実績】 ・携帯電話販売店立入検査 実施店舗数 135店舗 ・県政出前トーク 2件 80名 【R 6年度予定】 ・携帯電話販売店立入検査の実施 | 479 | 479 | 教育振興課 |
| 青少年のインターネットリテラシー向上事業 | 青少年のインターネットやSNSを介したトラブルの防止を図るため、インターネットを安心・安全に利用するための能力(インターネットリテラシー)を高める取組を実施する。 【R 5年度実績】 ・講習会への専門講師の派遣 36講座 5,308名受講 ・青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムの共催 ・啓発チラシの小・中・高等学校等へのでた配信 ・大学生ボランティアによるリテラシー啓発動画の制作・活用 【R 6年度予定】 ・講習会への専門講師の派遣 ・大学生ボランティアによる県内学校への出前講座の実施 | 1,038 | 1,344 | 教育振興課 |

(2) 消費者団体等の活動推進

| | | | | |
|------------------------------------|--|-----|-----|---------|
| 消費生活協同組合に対する許認可・指導検査の実施(消費生活協同組合法) | 消費生活協同組合の適正な運営と健全な発展を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を推進する。 1. 消費生活協同組合の設立、解散、合併、定款変更及び員外利用等の許認可 2. 消費生活協同組合指導検査(組織・財務・業務管理等) 【R 5年度実績】指導検査の実施 3件 【R 6年度予定】指導検査の実施 2件 | 210 | 210 | 県民暮らし課 |
| 環境県民フォーラム推進事業 (環境基本法、環境基本条例) | 平成9年8月に発足した奈良県環境県民フォーラムの活動が、本県の環境保全活動の先導的役割を果たし、それらの活動が広く県民に浸透するよう、発展的な活動に資する事業を展開。 会員数：28団体 ①組織運営 総会の開催、10人委員会(フォーラムの運営協議会)の開催 ②啓発活動等 ・各分科会(下記4分科会)の活動 エネルギー：エコクッキング教室の開催等 エコライフ：エコ見学会、河川浄化の啓発等 資源活用：環境にやさしい買い物キャンペーン等 自然環境：自然環境セミナー、自然体験教室等 ・フォーラム広報紙の発行 年2回、会員・企業・関係団体・公共機関に配布 | 298 | 312 | 水・大気環境課 |

(3) 生活設計の普及

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|----------------|---|------------------|------|----------|
| | | R6年度 | R5年度 | |
| 生活設計普及事業 | <p>県民の金融に関する消費者教育及び生活設計の普及促進を図る。</p> <p>1. 奈良県金融広報委員会事務局運営 (参考) 奈良県金融広報委員会の事業【R5年度実績】</p> <p>(1) 金融経済等講演会の開催(2回)</p> <p>① 暮らしとおかね講演会 「暮らしとおかねのお役立ちヒント」 ～日米の生活体験を通じて～ 講師：ダニエル・カール氏(タレント) 令和5年9月9日 橿原文化会館 参加者 150名</p> <p>② 暮らしとおかね講演会 FPフォーラム2023in奈良 ※日本FP協会奈良支部との共催(2部構成) 第1部：テーマ：転ばぬ先の「そうぞく」対策 講師：前田 貴司氏(CFP認定者) 第2部：無理なく楽しい！スマートな節約生活 講師：和田 由貴氏(節約アドバイザー) 令和5年12月2日 奈良公園バスターミナル 参加者 126名</p> <p>(2) 講座講習会の開催</p> <p>ア 子供向け講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休み親子マナーセミナーの開催 テーマ：「おつかい上手にできるかな？」 講師：NPO法人 C・キッズ・ネットワーク 小山 千智氏、南雲 智子氏 親子28組(午前：14組、午後：14組) 令和5年8月3日 JAならけんまほろばキッチン 春休み親子向け金銭教育イベントの開催 テーマ：「Let'sトライ商売！」 本日開店「たこ焼屋さん」 講師：NPO法人 C・キッズ・ネットワーク 蘆田 智子氏、山崎 由紀氏 親子51組(午前30組、午後21組) 令和6年3月26日 日航ホテル奈良 <p>イ 連続講座の開催</p> <p>一般向け講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの講座 消費者力向上に必要な知識や、日常生活の中で必要な情報等を幅広く学んでいただくことを目的に、奈良県消費生活センターと開催 12月19日(12名)、1月24日(17名)、2月14日(23名) 各回 奈良県消費生活センター 啓発コーナー ① 12月19日「事例から学ぶ消費者トラブル」 ～大丈夫！？その話、その電話～ 講師：奈良県金融広報アドバイザー 三宅 富予子氏 ② 1月24日「はじめてのNISA・iDeCo」 講師：日本証券業協会 金融・証券インストラクター 福井 敏雄氏 ③ 2月14日「特殊詐欺対策について」 講師：奈良県警察本部 生活安全企画課 警部 中岡 省悟氏 <p>(3) 金融広報アドバイザーの派遣 座談会・講座・講演会・研修会(17回) 参加者 452名</p> <p>(4) 金銭・金融教育研究校委嘱 奈良県立商業高等学校</p> | 250 | 250 | 消費生活センター |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>(5) 教員向けセミナー 8月1日 奈良県立教育研究所 参加24名 <講義1> 「地域を元気にするお金の学び」 ～キャッシュレス時代の新しい授業～ 講師 一般社団法人現代生活学研究所 所長 上村 協子 氏</p> <p><講義2> 消費者教育実践のヒント ～消費者トラブルの実態から～ 講師 金融広報アドバイザー 神澤 佳子 氏</p> <p>(6) 広報活動 パネル展、ビデオ・DVD貸出</p> <p>(7) 金融経済情報資料の配付（通年）</p> | | | |
|--|---|--|--|--|

(4) 省資源・省エネルギーの推進

| 事業名 (根拠法令等) | 事業の概要等 | 当初予算額 (単位：千円) | | 所管課 |
|--|---|------------------|-------|-------------|
| | | R6年度 | R5年度 | |
| 地球温暖化対策推進事業 (環境基本法、環境基本条例、地球温暖化対策の推進に関する法律) | <p>地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出削減に向けて、地球温暖化防止県民運動を展開する。また、地域における推進体制を充実するため地球温暖化対策地域協議会の設立を促進する。</p> <p>①ストップ温暖化県民運動の推進 ②CO2削減アドバイザー派遣</p> <p>【R5年度実績】4事業所へ派遣</p> | 1,546 | 1,038 | 脱炭素・水素社会推進課 |

IV. 奈良県消費生活センターにおける 消費生活相談の概要(令和5年度)

IV. 奈良県消費生活センターにおける消費生活相談の概要(令和5年度)

1. 相談の概要

令和5年度に県が受け付けた消費生活相談の件数は4,656件(奈良県消費生活センター3,289件、同中南和相談所1,367件)で、前年度よりも6件(1.3%)の増加となりました。〈表1〉

相談種別の内訳としては、4,656件の全相談のうち、苦情の件数が4,213件で、問合せ・要望件数が443件となっています。〈図1〉

契約者の傾向を見ると、60歳以上の相談が1,729件で、全体の37.1%を占め依然として高い水準にあります。〈図2〉

販売形態別では、特定商取引法の対象となる特殊販売(通信販売や訪問販売等)に関する相談が、前年度(2,495件)より41件(1.6%)増加し、2,536件(54.5%)となっています。〈図3〉

表1 相談件数の推移 (件)

| 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 4,384 | 4,745 | 4,159 | 4,650 | 4,656 |
| 対前年度比(%) | — | 108.2 | 87.7 | 111.8 | 100.1 |

図1 相談種別の内訳

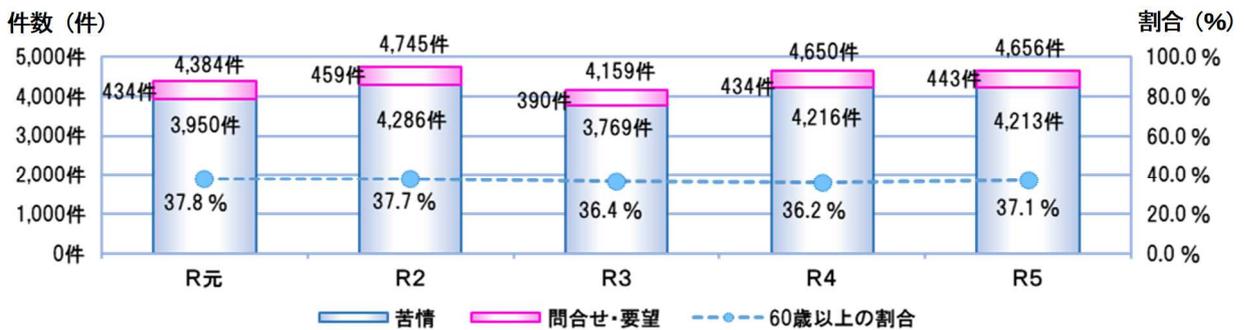


図2 契約者の年代別割合

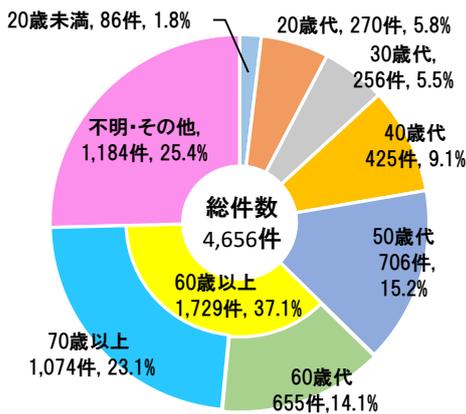
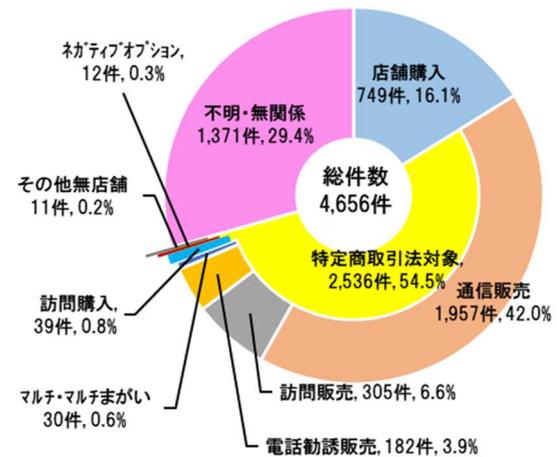
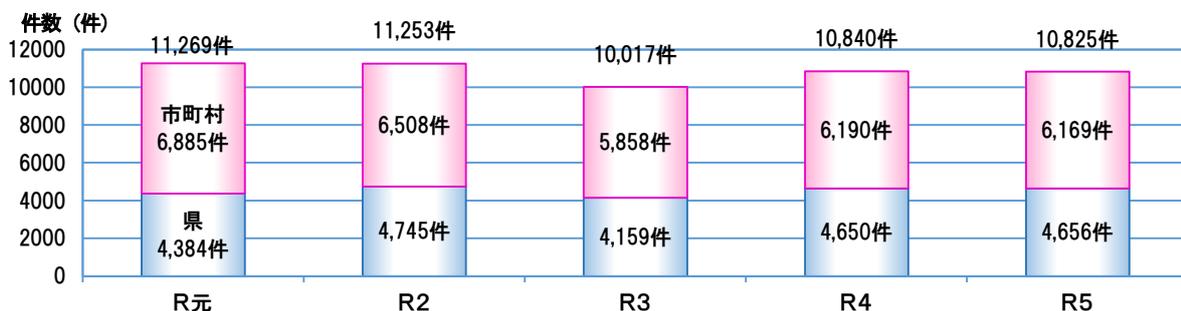


図3 販売形態別割合



参考 県内消費生活相談窓口における年度別相談件数



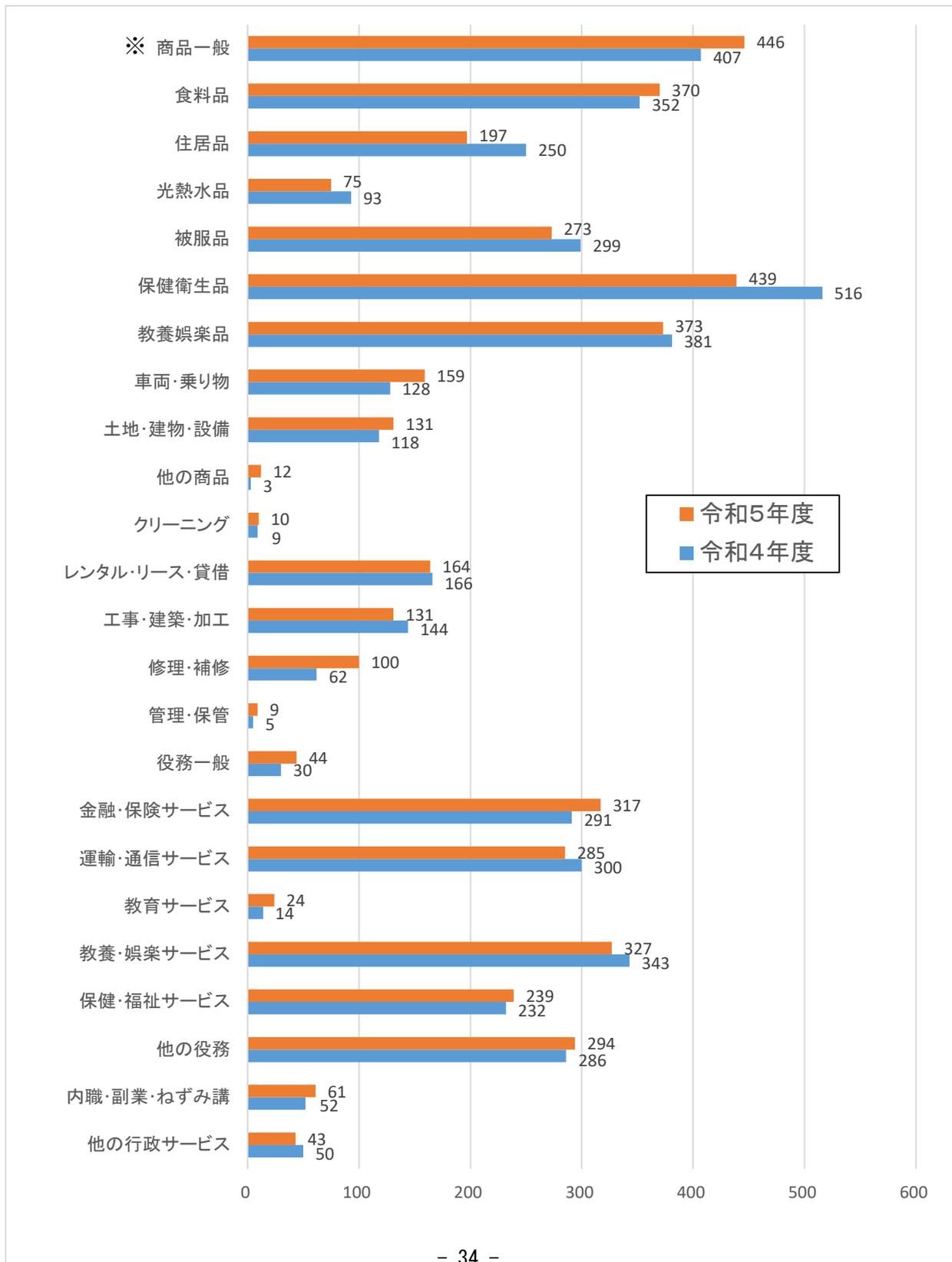
2. 商品・役務分類別件数

全相談件数における商品・役務別内訳では、第1位が「商品一般」で、第2位が「保健衛生品」、第3位が「教養・娯楽品」、続いて「食料品」、「教養・娯楽サービス」の順となっています。〈図4〉相談件数が特に多いものについては次頁に示します。

※ 商品一般：架空請求に関する相談、不審な電話・メールの相談、商品券・プリペイドカード等の取り扱いに関する相談など

図4 商品・役務分類別件数

件数（件）



(1) 特に多い商品・役務

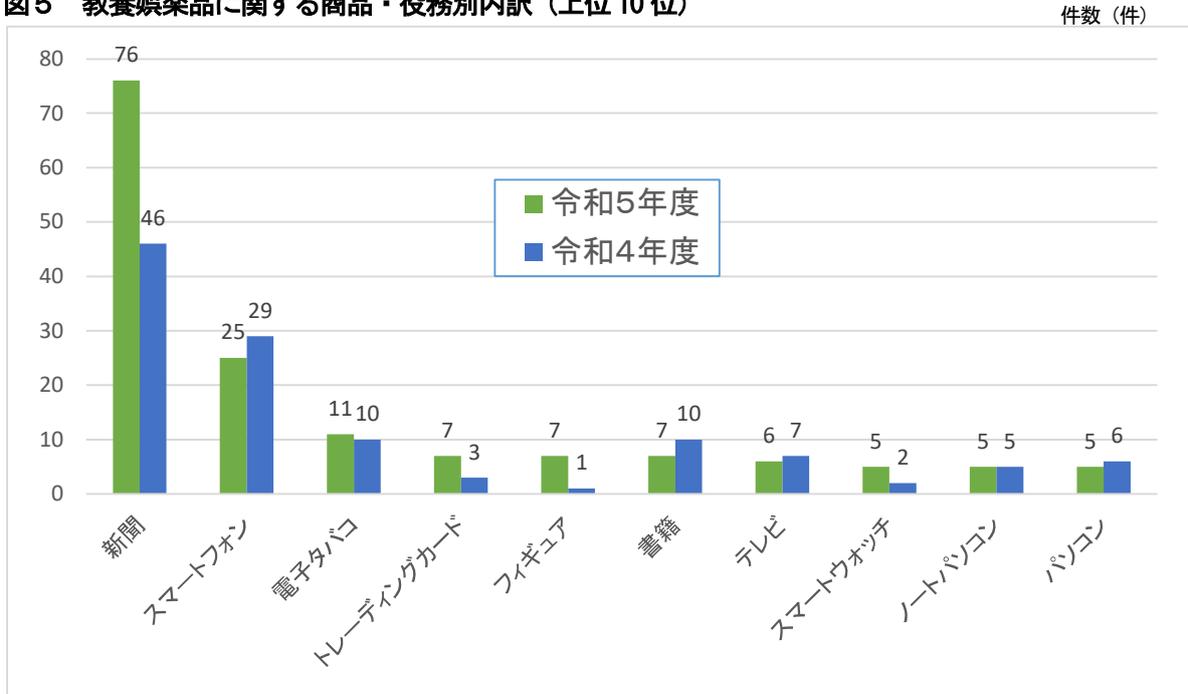
○「新聞」について

「教養娯楽品」の内訳では、「新聞」が多く76件で、前年に比べ65%増加し、全体の20.4%を占めています。

<図5>

相談内容では、新聞販売店の拡張員が家に来て、「契約をしてもらえたらサービス品を提供できる」と熱心に勧められ3年間の購読契約をしたが、年齢的に新聞が読み辛くなり、経済面でも節約したいので残り期間の解約を求めたが、『解約はできない』と言われた」といった、新聞の購読契約の解約に関する相談が多くなっています。

図5 教養娯楽品に関する商品・役務別内訳（上位10位）

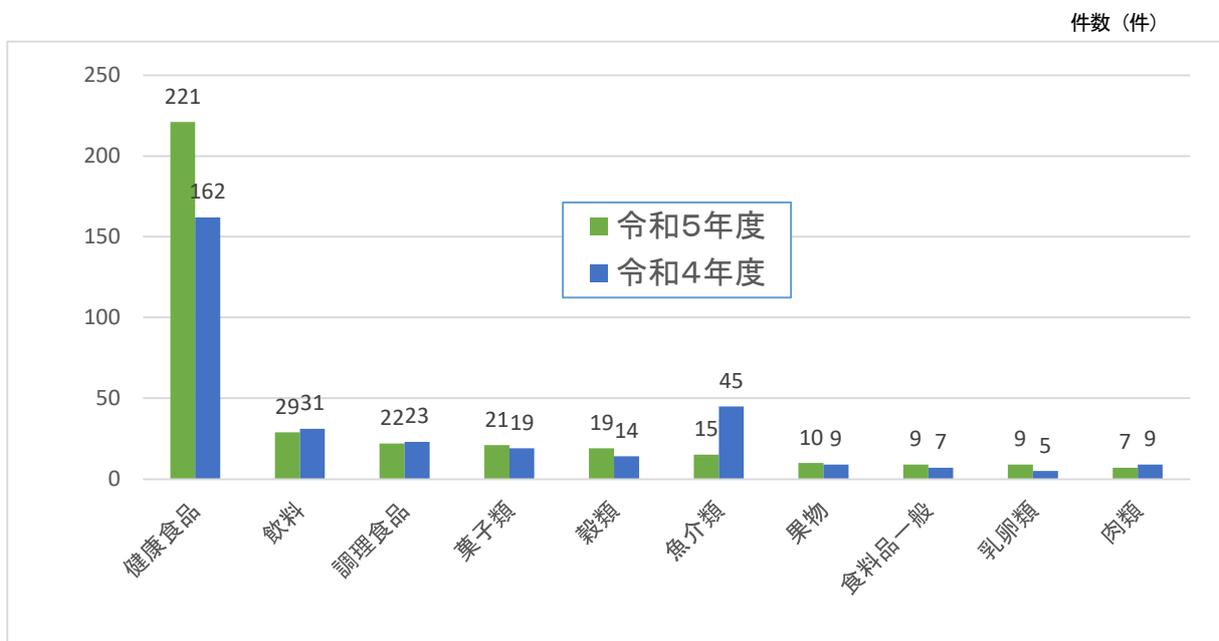


○「健康食品」について

「食料品」に関する相談では「健康食品」が群を抜いて多く221件で前年に比べ36%増加し、全体の59.7%を占めています。

相談内容では、栄養成分を補うサプリメントやダイエットのためのサプリメント等の契約に関する相談で、主にインターネット通販での定期購入契約の解約に関する相談が増加したためと考えられます。<図6>

図6 食料品に関する商品・役務別内訳（上位10位）



3. 特殊販売（特定商取引法の対象となる取引）に関する相談概要

総数では2,536件で前年度（2,495件）より41件の増加となっており、販売購入形態別件数では、「通信販売」が1,957件と最も多く、前年度（1,926件）より31件増加し、次いで「訪問販売」、「電話勧誘販売」の順に多くなっています。〈表2〉

契約当事者の年代別件数では、前年度に比べ、50歳代以上からの相談が増加しており、特に「訪問販売」では、70歳代以上の高齢者からの相談が多くなっています。〈表3〉

相談件数の多い「通信販売」、「訪問販売」、「電話勧誘販売」の詳細については次頁以降に示します。

表2 特殊販売に係る販売購入形態別件数

(件)

| 販売購入形態 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問販売 | 312 | 287 | 344 | 288 | 305 |
| 通信販売 | 1,428 | 1,983 | 1,615 | 1,926 | 1,957 |
| マルチ・マルチまがい取引 | 54 | 38 | 39 | 40 | 30 |
| 電話勧誘販売 | 195 | 191 | 200 | 184 | 182 |
| ネガティブ・オプション | 7 | 25 | 20 | 9 | 12 |
| 訪問購入 | 20 | 27 | 30 | 33 | 39 |
| その他無店舗販売 | 29 | 12 | 17 | 15 | 11 |
| 特殊販売全体 | 2,045 | 2,563 | 2,265 | 2,495 | 2,536 |

表3 特殊販売の契約当事者の年齢別件数

(件)

| 販売購入形態 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | その他・不明 | 計 |
|--------------|-------|------|------|------|------|------|-------|--------|-------|
| 訪問販売 | 5 | 15 | 13 | 21 | 25 | 29 | 123 | 74 | 305 |
| 通信販売 | 56 | 108 | 114 | 198 | 387 | 357 | 370 | 367 | 1,957 |
| マルチ・マルチまがい取引 | 1 | 7 | 1 | 2 | 3 | 2 | 6 | 8 | 30 |
| 電話勧誘販売 | 3 | 20 | 15 | 8 | 15 | 30 | 50 | 41 | 182 |
| ネガティブ・オプション | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 6 | 1 | 12 |
| 訪問購入 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 | 6 | 13 | 9 | 39 |
| その他無店舗販売 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 11 |
| 特殊販売全体 | 65 | 151 | 143 | 236 | 440 | 428 | 570 | 503 | 2,536 |
| 前年度件数 | 87 | 156 | 153 | 262 | 396 | 401 | 545 | 495 | 2,495 |
| 増減 | -22 | -5 | -10 | -26 | 44 | 27 | 25 | 8 | 41 |

(1) 通信販売

総数では1,957件で前年度(1,926件)より31件(1.6%)の増加となっています。

商品・役務別内訳では「化粧品」が317件(16.2%)、前年比73件(18.7%)の減少、「健康食品」が168件(8.6%)、前年比36件(27.3%)の増加、「商品一般」が154件(7.9%)、前年比28件(22.2%)の増加となっています。

<図7>

年代別では、60歳以上の占める割合が多く、全体の37.1%を占めています。<図8>

図7 通信販売の商品・役務別内訳件数(上位10件)

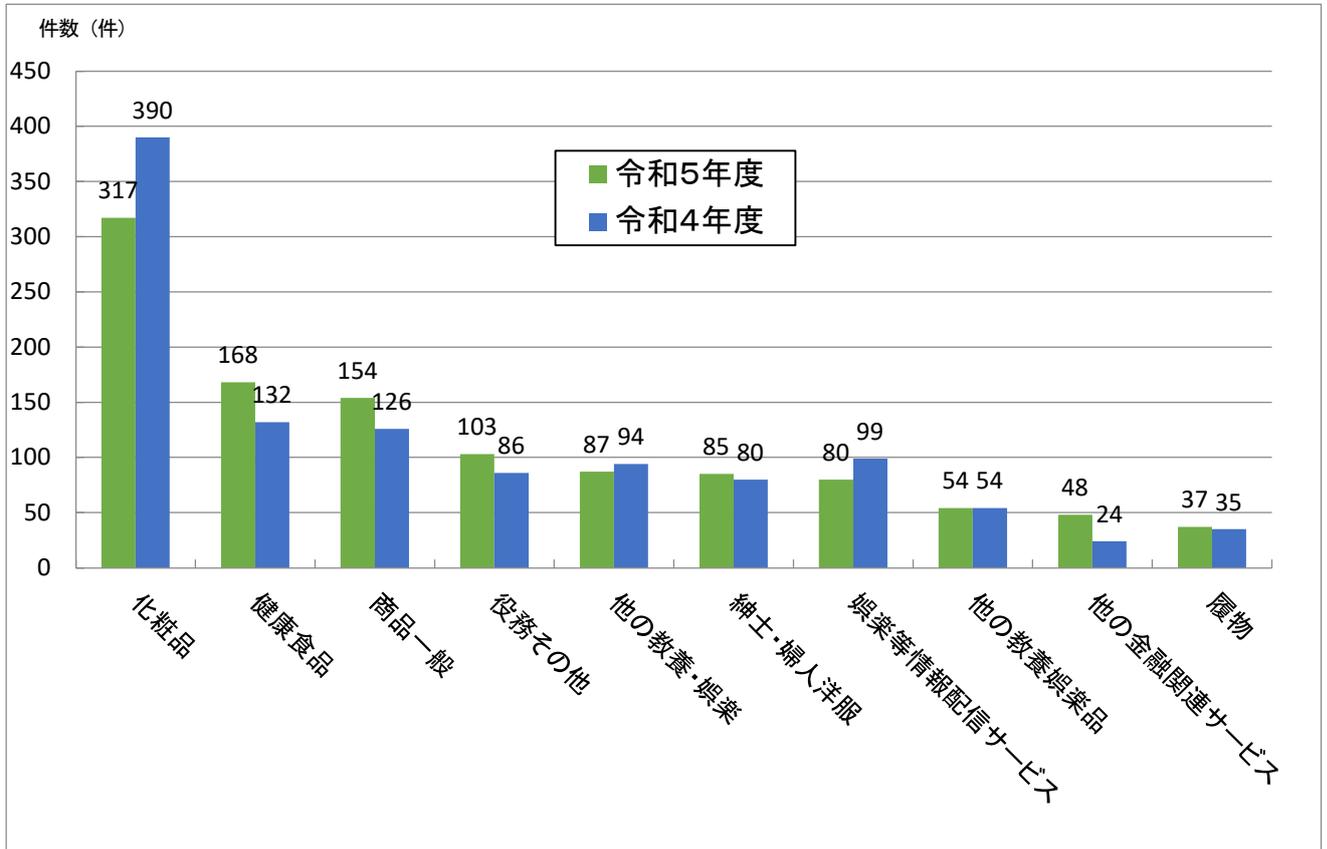
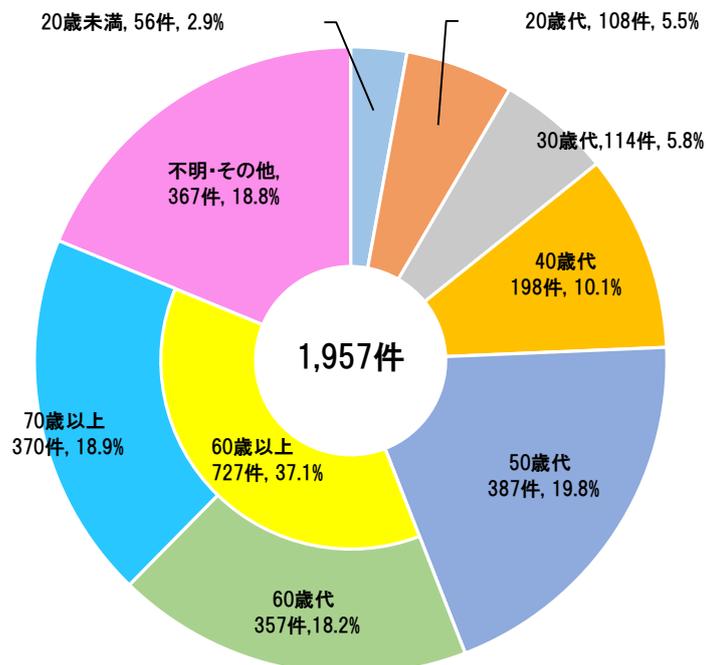


図8 通信販売に関する契約者の年代別内訳



(2) 訪問販売

総数では、305 件で前年度（288 件）より 17 件（5.9%）の増加となっています。

商品・役務別内訳では、「書籍・印刷物」が 56 件（18.4%）、前年比 25 件（80.6%）の増加で、これは主に新聞契約に関するものであり、次いで「工事・建築・加工」が 45 件（14.8%）、「修理・補修」が 34 件（11.1%）となっています。〈図 9〉

年代別では 60 歳以上の占める割合が最も多く、全体の 49.8%を占めています。これは、在宅率が高い高齢者が勧誘を受ける機会が多いためと考えられます。〈図 10〉

図 9 訪問販売の商品の役務別内訳件数（上位 10 件）

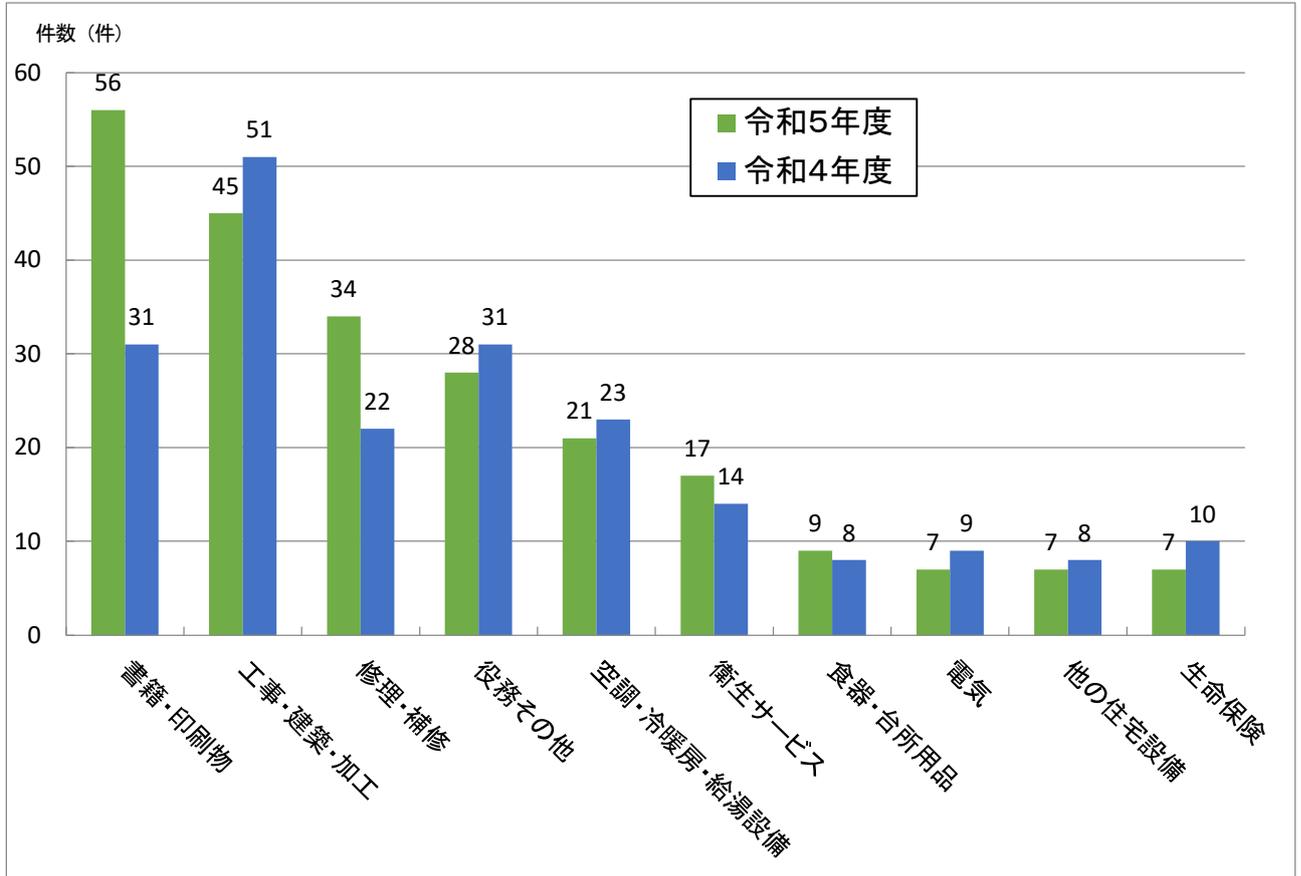
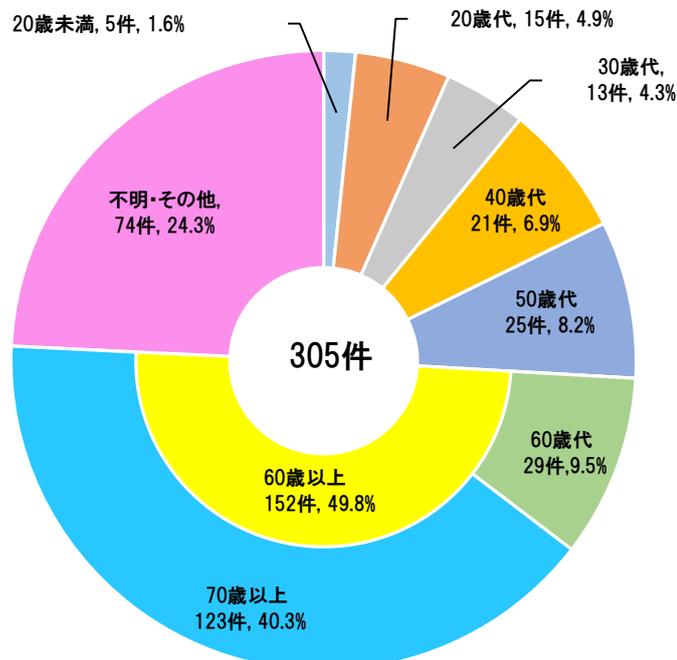


図 10 訪問販売に関する契約者の年代別内訳



(3) 電話勧誘販売

総数では182件で前年度（184件）より2件（1.1%）の減少となっています。

商品・役務別内訳では、「役務その他」が37件（20.3%）、「内職・副業」が20件（11.0%）、「インターネット通信サービス」が18件（9.9%）で、特に「内職・副業」が前年に比べ約4倍急増しています。また、「魚介類」の相談は9件で前年に比べ大きく減少しました。＜図11＞

年代別では、60歳以上の占める割合が多く、全体の44.0%を占めています。これは、訪問販売同様に在宅率の高い高齢者が勧誘を受ける機会が多いためと考えられます。＜図12＞

図11 電話勧誘販売の商品・役務別内訳件数（上位10件）

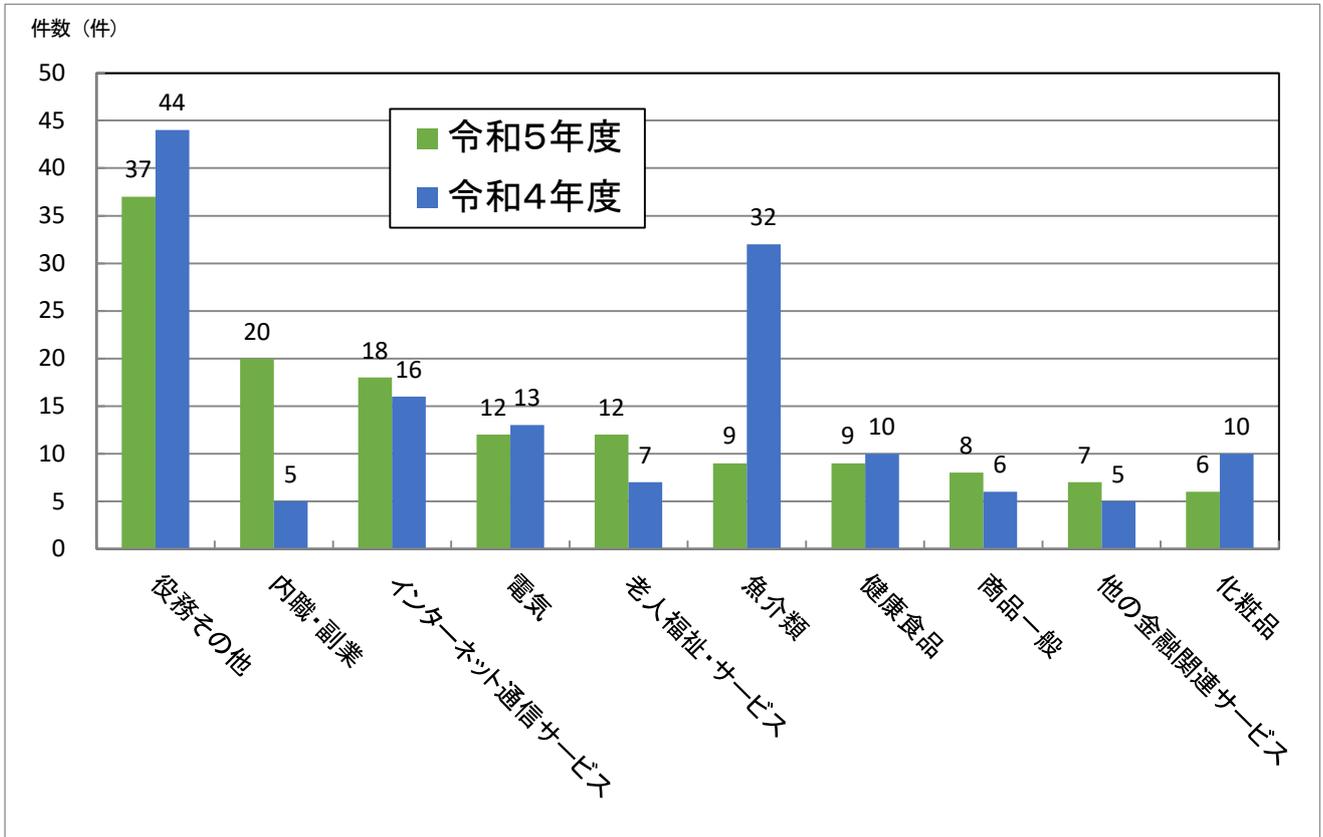
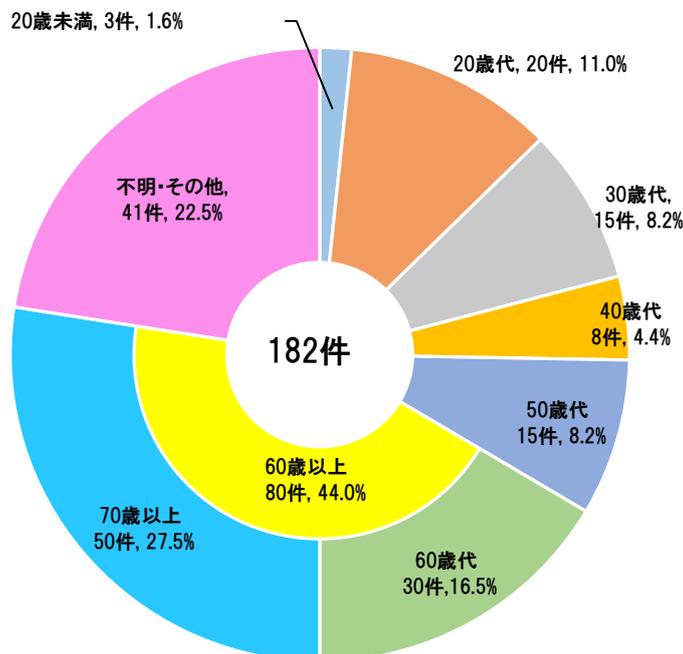


図12 電話勧誘販売に関する契約者の年代別内訳



4. 消費生活相談のトピックス

(1) 「定期購入」に関する相談

「定期購入」に関する相談は、昨年度に引き続き高水準で推移していますが、「初回の格安な価格にひかれて、契約条件をよく確認せずに1回だけの注文と思い込んで、申し込みをしてしまっている」といったケースが多くを占めています。他にも「契約条件をチェックし、定期購入ではない契約であることを確認したうえで、申込み画面に入力をした際に、突然『お得なクーポン』との表示が出て、それを使用して申し込みをしたところ、別の画面に移行し、気づかないまま、継続購入が条件の契約に変わってしまった」といった「アップセル」と呼ばれる手口の相談も増えています。※下記相談事例参照

商品別では「化粧品」に関する相談が最も多く、次いで「健康食品」に関する相談が上位を占めています。

<図 13>

年代別では60歳代以上が占める割合が多く全体の54.9%を占めています。<図 14>

図 13 定期購入に関する商品・役務別内訳（上位 10 件）

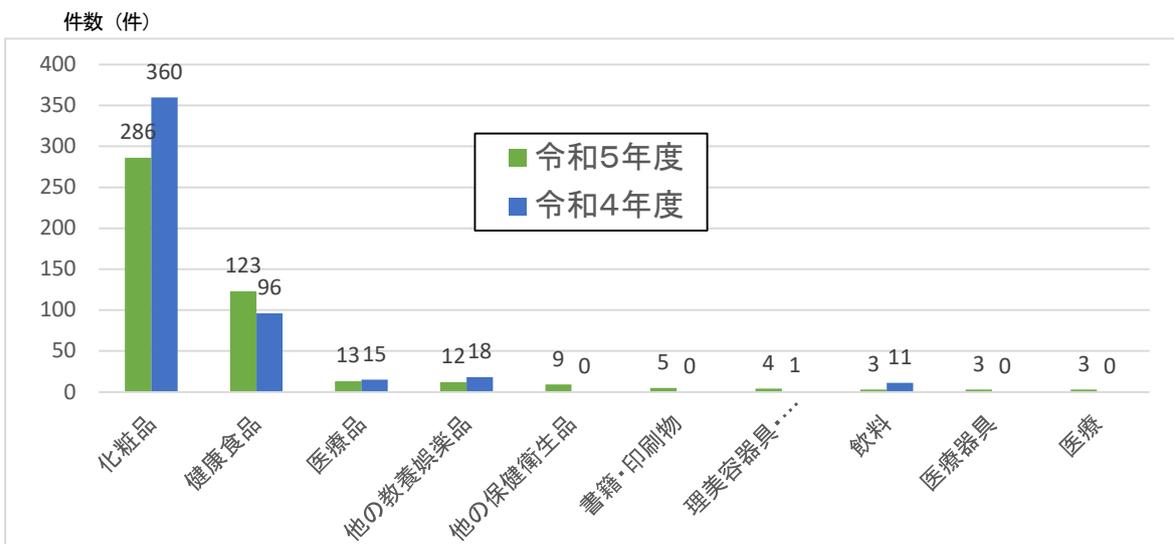
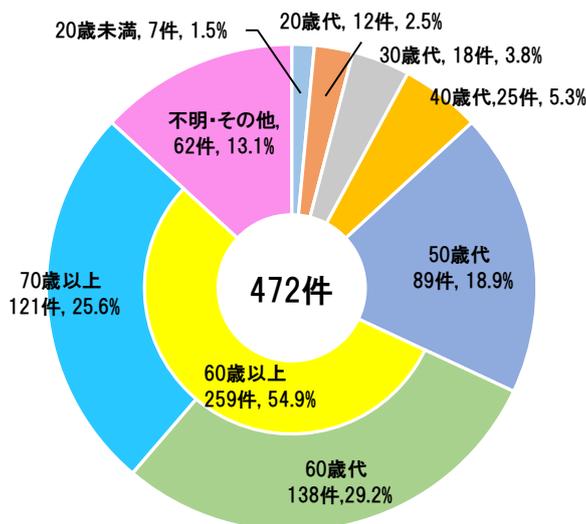


図 14 定期購入に関する契約者の年代別内訳



相談事例

スマートフォンで、「定期縛りなし」「初回約 2000 円」という美容液の広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で次回からの契約を解約したいと伝えたところ、「4 回の購入が条件の定期購入コースの契約になっている」と説明された。広告には「定期縛りなし」と記載されていたと伝えたが、「特別割引クーポンを『利用する』のボタンを押してコースを変更しているため、4 回約 4 万円分の商品を購入する必要がある」と説明された。納得できないと何度も伝えたが、「4 回購入しないと解約できない」としか言われぬ。注文完了直後に割引クーポンが表示され、利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思っていなかった。

(2) 「SNS関連」の相談について

SNS上の広告がきっかけとなるトラブル等の相談件数は年々増加し、令和5年度は令和元年度の約4倍の404件となっています。〈図15〉

商品・役務の内訳は、「化粧品」が99件で一番多くなっていますが、次いで「内職・副業」が34件となっています。

また、「他の金融関連サービス」、「デリバティブ取引」、「ファンド型投資商品」等に分類されている投資詐欺に関する相談が昨年度より大幅に増加しています。〈図16〉

図15 SNS関連の相談件数の推移

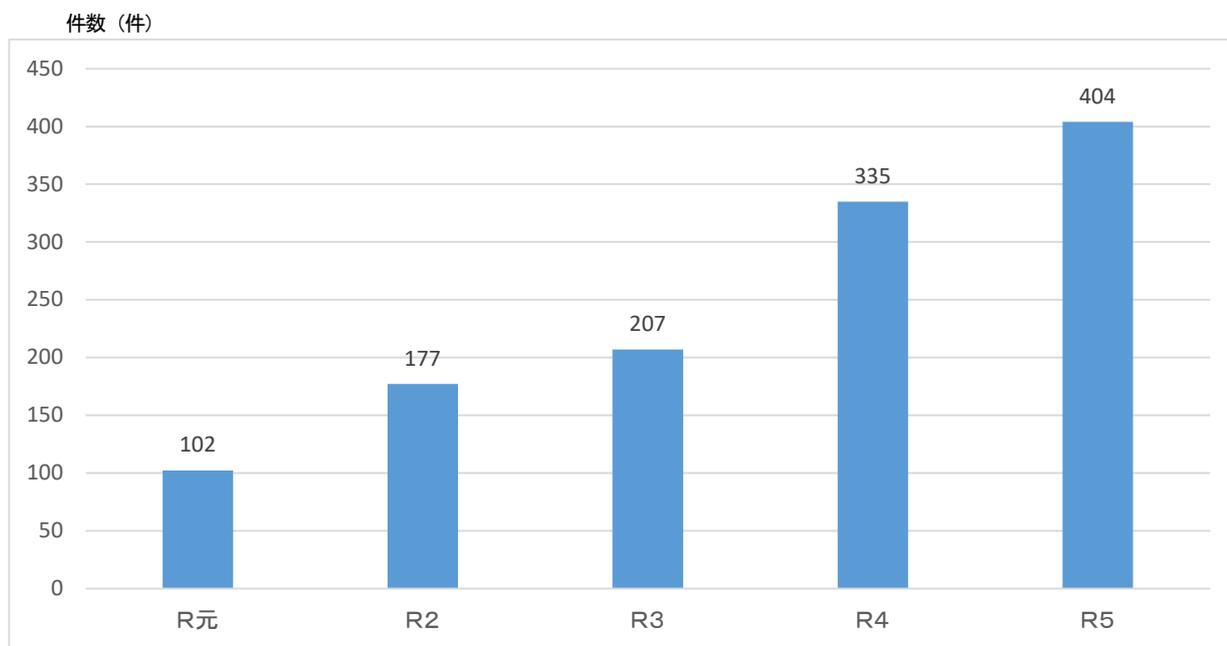
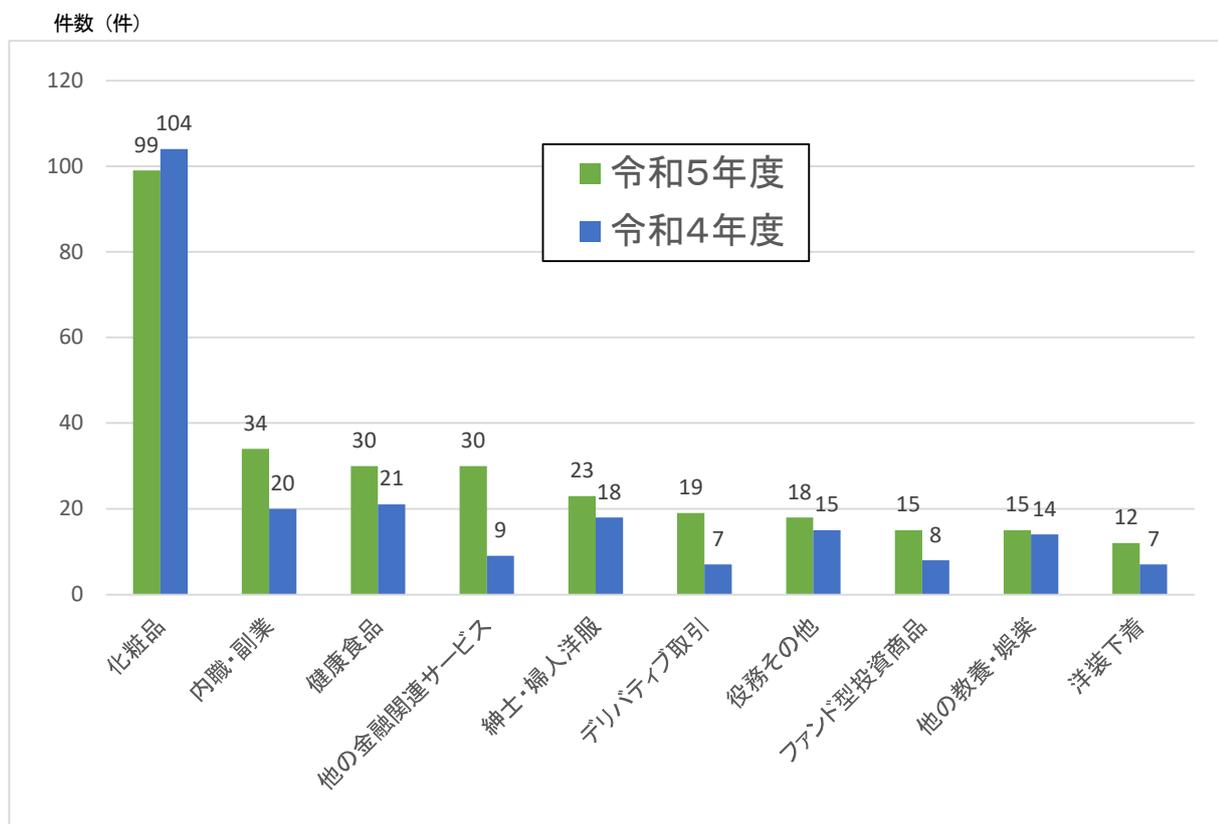
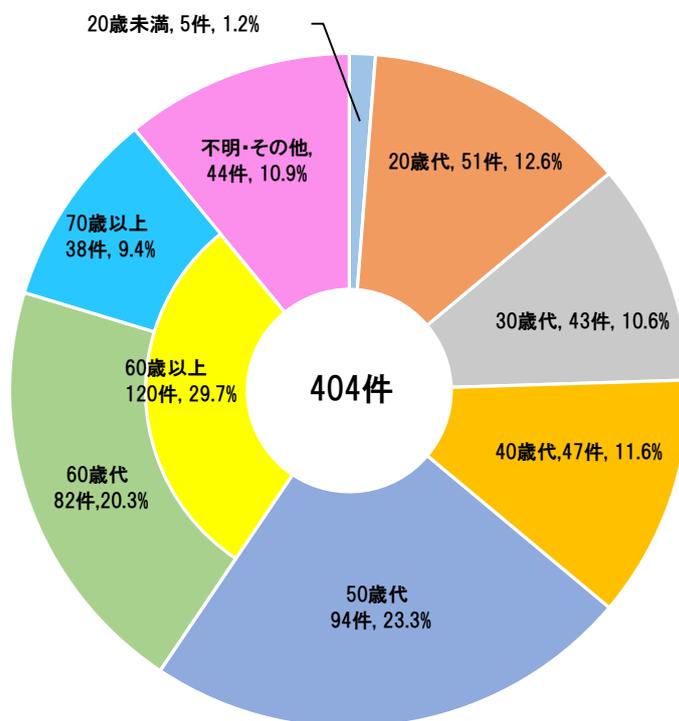


図16 SNS関連の商品・役務の内訳



年代別では50歳代以下からの相談が多く全体の60%を占めています。
 また、60歳以上の相談も29.7%あるのは、インターネットを利用する人の年齢が年々上がっていることが要因と考えられます。〈図17〉

図17 SNS関連の契約者の年代別内訳



相談事例

- SNSで副業の広告を見つけメッセージアプリで連絡を取った。ネットで気に入った商品を見つけ、ネットショップが作成できるアプリを使い、それらを販売するビジネスと説明された。サポート料70万円を請求され、消費者金融から50万円借りて振り込んだが、もうからないので解約したい。
- SNSで知りあった人から勧められて、事業者と無料通話アプリでやり取りし、簡単に収入を得られると説明を受け、副業のコンサルティング契約をした。契約金65万円を銀行振り込みをしたが、契約後、説明されたようなサポートもなく、収入も得られないので解約したい。

(3) 投資詐欺の相談事例

投資詐欺に関する相談件数は年々増加しており、令和5年度には前年度比約1.5倍の100件と急増しています。〈図18〉

年代別では、40歳代以上で73%を占めています。〈図19〉

図18 投資詐欺関連の相談件数の推移

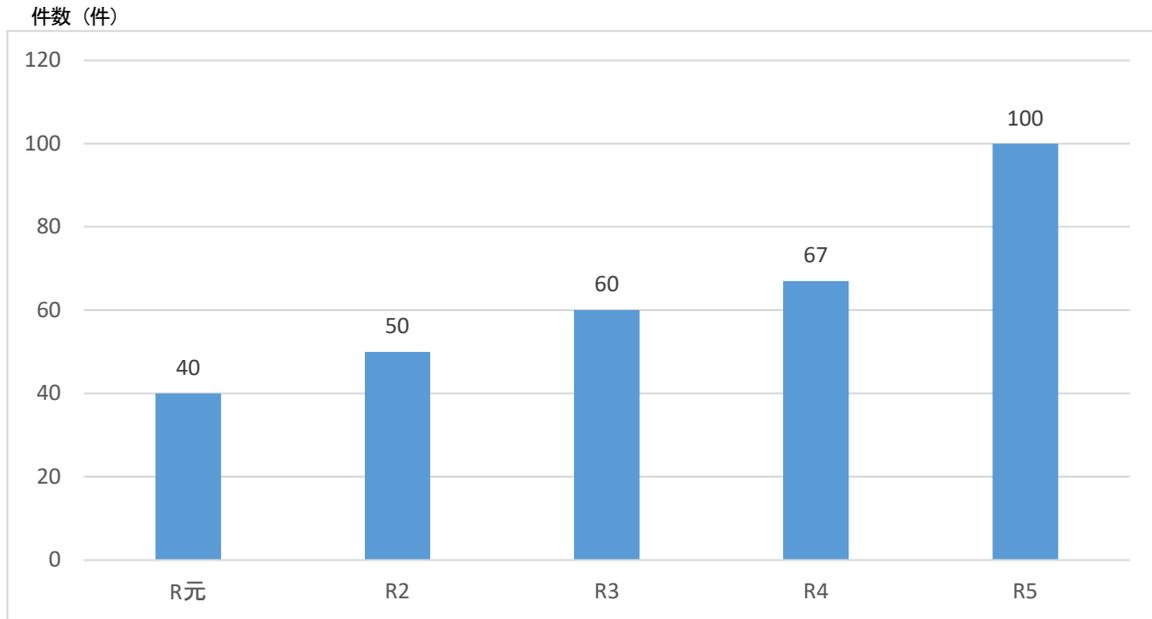
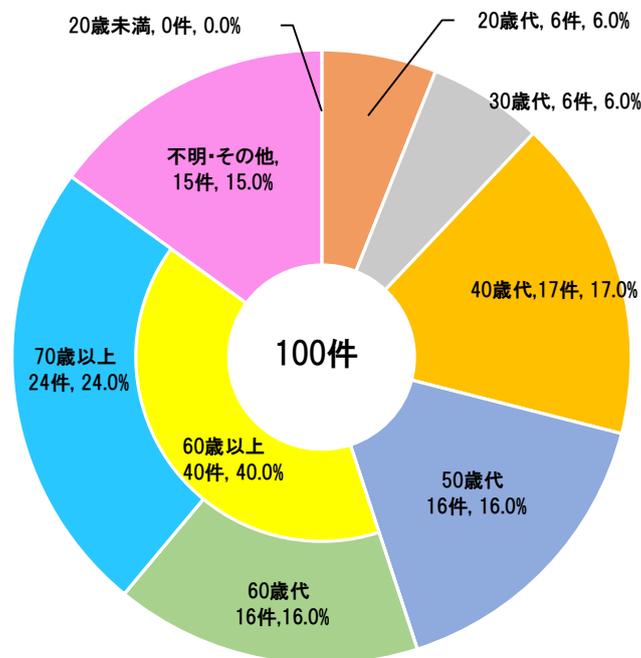


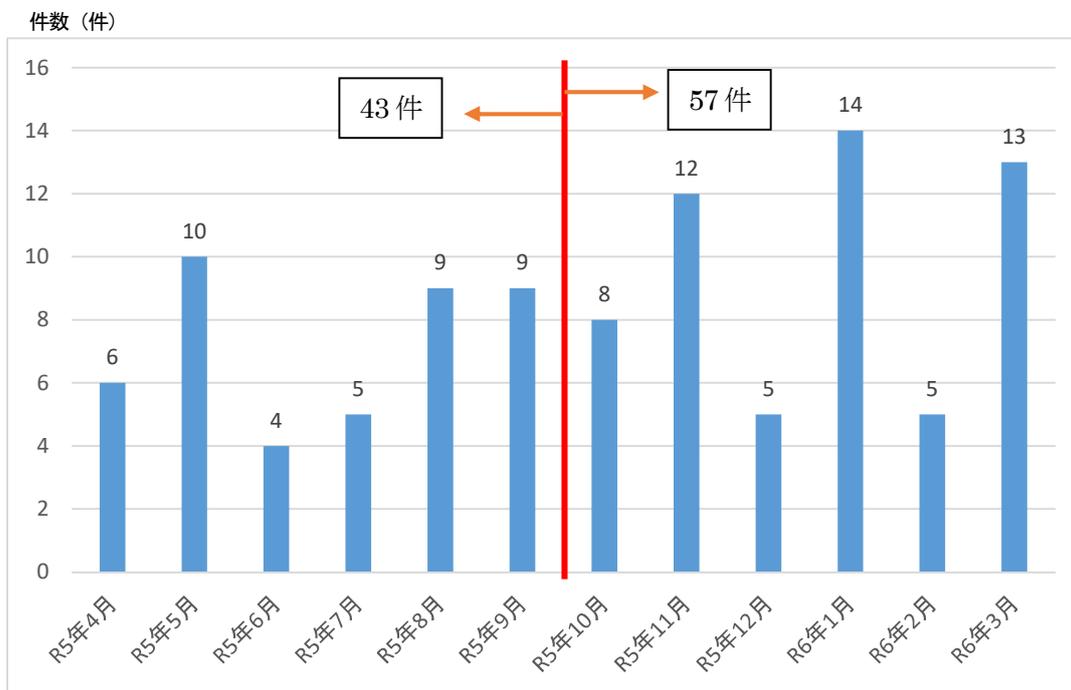
図19 投資詐欺関連の契約者の年代別内訳



投資詐欺関連の相談は、令和5年の上半期（4月～9月）では47件でしたが、下半期（10月～3月）では57件となり、増加傾向にあります。＜図20＞

投資詐欺関連の相談内容では、契約金額が高額になり、また、相手と連絡が取れないことが多く、被害回復が極めて難しいケースが多くなっています。

図20 投資詐欺関連の相談件数の月別推移



相談事例

- 先日、SNSで知り合った人に暗号資産の投資で儲かると誘われて、指定された口座に280万円を振り込んだ。その後、5,000万円の利益がでたと連絡が入ったので出金を申し出たら、手数料200万円が必要と連絡が入った。指示通り指定口座に振込んだが、その後連絡が取れなくなった。
- マッチングアプリで知り合った異性に投資を勧められた。はじめは怪しいと思い断っていたが、SNSでやり取りをして、「二人の将来のために投資を」と言われ始めてしまった。暗号資産のアプリを入れてそこに送金し、暗号資産に替えて、3,500万円分の暗号資産を送ってしまった。
- SNSで知り合った人から紹介された無料メッセージアプリの投資グループに入会し、FXの投資を持ち掛けられ、儲かるならと思い、指定された口座に複数回に分けて合計200万円を振り込んだ。指定された口座の名義が個人名で、毎回異なるので不審には思ったが、取引画面では儲けが出ていたので振り込んでしまった。しかし、出金するには追加で入金が必要と言われた。

参考資料

(奈良県消費生活センター、奈良県消費生活センター中南和相談所受付分)

1. 相談件数の推移

| | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 4,384 | 4,745 | 4,159 | 4,650 | 4,656 |
| 対前年(%) | 98.2 | 108.2 | 87.7 | 111.8 | 100.1 |

2. 契約当事者の年代別内訳の推移

| 当事者の年代 | R元 | | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 構成比 |
| 20歳未満 | 86 | 2.0% | 116 | 2.4% | 94 | 2.3% | 106 | 2.3% | 86 | 1.8% |
| 20歳代 | 258 | 5.9% | 308 | 6.5% | 271 | 6.5% | 278 | 6.0% | 270 | 5.8% |
| 30歳代 | 323 | 7.4% | 355 | 7.5% | 292 | 7.0% | 281 | 6.0% | 256 | 5.5% |
| 40歳代 | 510 | 11.6% | 574 | 12.1% | 408 | 9.8% | 461 | 9.9% | 425 | 9.1% |
| 50歳代 | 614 | 14.0% | 707 | 14.9% | 582 | 14.0% | 631 | 13.6% | 706 | 15.2% |
| 60歳代 | 650 | 14.8% | 713 | 15.0% | 585 | 14.1% | 693 | 14.9% | 655 | 14.1% |
| 70歳以上 | 1,005 | 22.9% | 1,077 | 22.7% | 927 | 22.3% | 988 | 21.2% | 1,074 | 23.1% |
| 不明・その他 | 938 | 21.4% | 895 | 18.9% | 1,000 | 24.0% | 1,212 | 26.1% | 1,184 | 25.4% |
| 全件数 | 4,384 | 100% | 4,745 | 100% | 4,159 | 100% | 4,650 | 100% | 4,656 | 100% |

3. 販売購入形態の推移

| 販売購入形態 | R元 | | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 構成比 |
| 店舗購入 | 951 | 21.7% | 944 | 19.9% | 774 | 18.6% | 848 | 18.2% | 749 | 16.1% |
| 無店舗販売 計 | 2,045 | 46.6% | 2,563 | 54.0% | 2,265 | 54.5% | 2,495 | 53.7% | 2,536 | 54.5% |
| 訪問販売 | 312 | 7.1% | 287 | 6.0% | 344 | 8.3% | 288 | 6.2% | 305 | 6.6% |
| 通信販売 | 1,428 | 32.6% | 1,983 | 41.8% | 1,615 | 38.8% | 1,926 | 41.4% | 1,957 | 42.0% |
| マルチ商法 | 54 | 1.2% | 38 | 0.8% | 39 | 0.9% | 40 | 0.9% | 30 | 0.6% |
| 電話勧誘販売 | 195 | 4.4% | 191 | 4.0% | 200 | 4.8% | 184 | 4.0% | 182 | 3.9% |
| ネットショップ | 7 | 0.2% | 25 | 0.5% | 20 | 0.5% | 9 | 0.2% | 12 | 0.3% |
| 訪問購入 | 20 | 0.5% | 27 | 0.6% | 30 | 0.7% | 33 | 0.7% | 39 | 0.8% |
| その他無店舗 | 29 | 0.7% | 12 | 0.3% | 17 | 0.4% | 15 | 0.3% | 11 | 0.2% |
| 不明 | 1,388 | 31.7% | 1,238 | 26.1% | 1,120 | 26.9% | 1,307 | 28.1% | 1,371 | 29.4% |
| 全件数 | 4,384 | 100% | 4,745 | 100% | 4,159 | 100% | 4,650 | 100% | 4,656 | 100% |

4. 契約者の性別・相談種別

| | 件数 | 相談種別 | 苦情 | 問合せ | 要望 | 合計 |
|--------------------|-------|------|-------|-----|----|-------|
| | | 性別 | | | | |
| 消費生活センター | 3,289 | 男性 | 1,384 | 115 | 7 | 1,506 |
| | | 女性 | 1,453 | 131 | 2 | 1,586 |
| | | 不明・他 | 145 | 51 | 1 | 197 |
| 消費生活センター 中南和相談所 | 1,367 | 男性 | 532 | 45 | 1 | 578 |
| | | 女性 | 582 | 62 | 0 | 644 |
| | | 不明・他 | 117 | 28 | 0 | 145 |
| 合 計 | 4,656 | 男性 | 1,916 | 160 | 8 | 2,084 |
| | | 女性 | 2,035 | 193 | 2 | 2,230 |
| | | 不明・他 | 262 | 79 | 1 | 342 |
| | | 計 | 4,213 | 432 | 11 | 4,656 |

5. 商品・役務別の主な相談内容(上位20位)

| 順位 | 商品・役務 | 件数 | 前年同期 | 増減 | 前年同期比 | 主な内容等キーワード | | | | |
|----|---------------|-----|------|-----|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | 迷惑メール | クレジットカード | 詐欺 | 個人情報 | インターネット通販 |
| 1 | 商品一般 | 446 | 407 | 39 | 109.6 | 迷惑メール | クレジットカード | 詐欺 | 個人情報 | インターネット通販 |
| 2 | 化粧品 | 340 | 420 | -80 | 81.0 | 定期購入 | インターネット通販 | 解約@ | 電子広告 | 後払い決済 |
| 3 | 役務その他 | 249 | 242 | 7 | 102.9 | インターネット通販 | 解約@ | 高価格・料金 | 返金 | 電子広告 |
| 4 | 健康食品 | 221 | 162 | 59 | 136.4 | 定期購入 | インターネット通販 | 解約@ | 電子広告 | 痩身 |
| 5 | レンタル・リース・貸借 | 164 | 166 | -2 | 98.8 | 修理代 | 契約書・書面@ | 解約@ | 高価格・料金 | 保証金等 |
| 6 | 工事・建築・加工 | 131 | 144 | -13 | 91.0 | 家庭訪販 | 高価格・料金 | 契約書・書面@ | 見積り@ | クーリングオフ@ |
| 7 | 自動車 | 123 | 86 | 37 | 143.0 | 解約@ | 契約書・書面@ | 返金 | インターネット通販 | アフターサービス |
| 8 | 他の教養・娯楽 | 119 | 113 | 6 | 105.3 | インターネット通販 | 返金 | 解約@ | 高価格・料金 | クレジットカード |
| 9 | 他の金融関連サービス | 107 | 80 | 27 | 133.8 | クレジットカード | インターネット通販 | SNS | 詐欺 | 解約@ |
| 10 | 書籍・印刷物 | 104 | 76 | 28 | 136.8 | 解約@ | 家庭訪販 | 長期契約 | 契約書・書面@ | 値上げ |
| 11 | 紳士・婦人洋服 | 103 | 96 | 7 | 107.3 | インターネット通販 | 返品 | 返金 | 電子広告 | 解約@ |
| 12 | 移動通信サービス | 101 | 101 | 0 | 100.0 | 解約@ | 契約書・書面@ | 説明不足 | クレーム処理 | 高価格・料金 |
| 13 | 修理・補修 | 100 | 62 | 38 | 161.3 | 高価格・料金 | 修理代 | 家庭訪販 | 契約書・書面@ | 見積り@ |
| 14 | 相談その他 | 96 | 89 | 7 | 107.9 | 嫌がらせ | 契約書・書面@ | 詐欺 | 補償 | 銀行等 |
| 15 | 娯楽等情報配信サービス | 93 | 109 | -16 | 85.3 | インターネット通販 | 解約@ | サブスクリプション | ワンクリック請求 | ポルノ・風俗 |
| 16 | インターネット通信サービス | 84 | 91 | -7 | 92.3 | 解約@ | 説明不足 | 電話勧誘 | 契約書・書面@ | 解約料 |
| 17 | 他の教養娯楽品 | 77 | 74 | 3 | 104.1 | インターネット通販 | 解約@ | 返金 | 商品未着 | 返品 |
| 18 | 医療 | 77 | 79 | -2 | 97.5 | 美容医療 | 説明不足 | 契約書・書面@ | 販売態度 | 施術不良 |
| 19 | 理美容 | 61 | 61 | 0 | 100.0 | 返金 | 解約@ | 倒産 | 連絡不能 | 契約書・書面@ |
| 20 | 内職・副業 | 58 | 49 | 9 | 118.4 | サイドビジネス商法 | SNS | インターネット通販 | 電子広告 | 返金 |

6. 販売方法別主な商品・役務別件数(上位20位)

| 順位 | 販売方法 | 件数 | 前年同期 | 増減 | 前年同期比 | 主な商品・役務(上位KW集計) | | | | |
|----|------------|-------|-------|-----|-------|-----------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| | | | | | | 商品・役務1 | 商品・役務2 | 商品・役務3 | 商品・役務4 | 商品・役務5 |
| 1 | インターネット通販 | 1,463 | 1,485 | -22 | 98.5 | 化粧品 | 健康食品 | 役務その他 | 紳士・婦人洋服 | 娯楽等情報配信サービス |
| 2 | 定期購入 | 472 | 513 | -41 | 92.0 | 化粧品 | 健康食品 | 医薬品 | 他の教養娯楽品 | 他の保健衛生品 |
| 3 | 詐欺 | 380 | 282 | 98 | 134.8 | 商品一般 | 他の金融関連サービス | デリバティブ取引 | ファンド型投資商品 | 他の教養・娯楽 |
| 4 | 説明不足 | 321 | 385 | -64 | 83.4 | 役務その他 | インターネット通信サービス | 移動通信サービス | 医療 | 修理・補修 |
| 5 | 家庭訪販 | 232 | 233 | -1 | 99.6 | 書籍・印刷物 | 工事・建築・加工 | 修理・補修 | 役務その他 | 空調・冷暖房・給湯設備 |
| 6 | 電話勧誘 | 232 | 239 | -7 | 97.1 | 役務その他 | 商品一般 | 内職・副業 | インターネット通信サービス | 電気 |
| 7 | 代引配達 | 148 | 159 | -11 | 93.1 | 紳士・婦人洋服 | 履物 | 健康食品 | 洋装下着 | 他の身の回り品 |
| 8 | 強引 | 128 | 134 | -6 | 95.5 | 工事・建築・加工 | 役務その他 | 商品一般 | アクセサリ | 自動車 |
| 9 | 虚偽説明 | 111 | 116 | -5 | 95.7 | 他の金融関連サービス | インターネット通信サービス | 自動車 | 工事・建築・加工 | 移動通信サービス |
| 10 | ネガティブオプション | 96 | 85 | 11 | 112.9 | 商品一般 | 健康食品 | 化粧品 | 履物 | 他の身の回り品 |
| 11 | サイドビジネス商法 | 93 | 75 | 18 | 124.0 | 内職・副業 | 他の金融関連サービス | 役務その他 | 健康食品 | デリバティブ取引 |
| 12 | 無料商法 | 91 | 81 | 10 | 112.3 | 役務その他 | 娯楽等情報配信サービス | 書籍・印刷物 | 教室・講座 | 他の金融関連サービス |
| 13 | フィッシング | 84 | 57 | 27 | 147.4 | 商品一般 | 他の行政サービス | 娯楽等情報配信サービス | 他の教養・娯楽 | 洋装下着 |
| 14 | 身分詐称 | 81 | 53 | 28 | 152.8 | 商品一般 | 役務その他 | 電気 | 娯楽等情報配信サービス | 移動通信サービス |
| 15 | 利殖商法 | 69 | 53 | 16 | 130.2 | デリバティブ取引 | 他の金融関連サービス | ファンド型投資商品 | 預貯金・証券等 | 内職・副業 |
| 16 | 偽サイト | 69 | 74 | -5 | 93.2 | 商品一般 | 洋装下着 | 紳士・婦人洋服 | 履物 | 他の教養娯楽品 |
| 17 | テレビショッピング | 59 | 68 | -9 | 86.8 | 健康食品 | 化粧品 | 商品一般 | 他の保健衛生品 | 食生活機器 |
| 18 | フリマサービス | 55 | 32 | 23 | 171.9 | 商品一般 | 玩具・遊具 | 履物 | 他の教養娯楽品 | かばん |
| 19 | 点検商法 | 42 | 38 | 4 | 110.5 | 工事・建築・加工 | 役務その他 | 空調・冷暖房・給湯設備 | 食器・台所用品 | 修理・補修 |
| 20 | 偽警告 | 41 | 29 | 12 | 141.4 | 役務その他 | ソフトウェアライセンス | 電報・固定電話 | 商品一般 | インターネット通信サービス |

7. 契約当事者年代別商品・役務別件数(上位20位)

| 順位 | 20歳未満 | 件数 | 20歳代 | 件数 | 30歳代 | 件数 | 40歳代 | 件数 | 50歳代 | 件数 | 60歳代 | 件数 | 70歳以上 | 件数 | その他・不明 | 件数 |
|----|-------------|----|-------------|----|---------------|----|---------------|----|---------------|-----|---------------|-----|---------------|-----|-------------|-----|
| 1 | 他の教養・娯楽 | 29 | 理美容 | 26 | レンタル・リース・貸借 | 18 | 化粧品 | 24 | 商品一般 | 108 | 化粧品 | 101 | 商品一般 | 133 | 商品一般 | 104 |
| 2 | 化粧品 | 6 | 内職・副業 | 22 | 役務その他 | 16 | レンタル・リース・貸借 | 21 | 化粧品 | 61 | 商品一般 | 54 | 化粧品 | 74 | 役務その他 | 82 |
| 3 | 娯楽等情報配信サービス | 6 | レンタル・リース・貸借 | 19 | 商品一般 | 13 | 商品一般 | 20 | 健康食品 | 36 | 健康食品 | 45 | 健康食品 | 53 | レンタル・リース・貸借 | 58 |
| 4 | 商品一般 | 4 | 役務その他 | 19 | 健康食品 | 11 | 役務その他 | 19 | レンタル・リース・貸借 | 27 | 役務その他 | 36 | 役務その他 | 52 | 健康食品 | 56 |
| 5 | 履物 | 4 | 他の教養・娯楽 | 18 | 理美容 | 11 | 自動車 | 18 | 紳士・婦人洋服 | 23 | 自動車 | 19 | 書籍・印刷物 | 39 | 化粧品 | 56 |
| 6 | 役務その他 | 4 | 他の金融関連サービス | 12 | 自動車 | 10 | 紳士・婦人洋服 | 16 | 役務その他 | 21 | 紳士・婦人洋服 | 17 | 工事・建築・加工 | 37 | 工事・建築・加工 | 45 |
| 7 | 健康食品 | 3 | 商品一般 | 10 | 内職・副業 | 10 | 工事・建築・加工 | 13 | 自動車 | 20 | 移動通信サービス | 17 | 修理・補修 | 31 | 自動車 | 39 |
| 8 | レンタル・リース・貸借 | 3 | 化粧品 | 10 | 化粧品 | 8 | 修理・補修 | 13 | 他の教養娯楽品 | 18 | インターネット通信サービス | 14 | 移動通信サービス | 29 | 相談その他 | 36 |
| 9 | 内職・副業 | 3 | 教室・講座 | 10 | 工事・建築・加工 | 8 | 医療 | 13 | 他の金融関連サービス | 18 | 娯楽等情報配信サービス | 14 | 他の金融関連サービス | 26 | 修理・補修 | 35 |
| 10 | 紳士・婦人洋服 | 2 | 健康食品 | 8 | 移動通信サービス | 8 | 書籍・印刷物 | 12 | 工事・建築・加工 | 14 | 他の金融関連サービス | 13 | インターネット通信サービス | 25 | 書籍・印刷物 | 28 |
| 11 | かばん | 2 | 融資サービス | 8 | 他の教養・娯楽 | 8 | インターネット通信サービス | 12 | 娯楽等情報配信サービス | 14 | 工事・建築・加工 | 12 | 相談その他 | 24 | 医療 | 26 |
| 12 | 電話機・電話機用品 | 2 | 医療 | 8 | 紳士・婦人洋服 | 7 | 他の金融関連サービス | 11 | 他の教養・娯楽 | 14 | 書籍・印刷物 | 11 | 老人福祉・サービス | 22 | 移動通信サービス | 24 |
| 13 | 役務一般 | 2 | 紳士・婦人洋服 | 6 | 他の金融関連サービス | 7 | 娯楽等情報配信サービス | 11 | 書籍・印刷物 | 13 | 他の教養・娯楽 | 11 | 医薬品 | 18 | 娯楽等情報配信サービス | 21 |
| 14 | 相談その他 | 2 | 移動通信サービス | 6 | 教室・講座 | 7 | 相談その他 | 11 | 相談その他 | 12 | 他の教養娯楽品 | 9 | 電報・固定電話 | 18 | 他の教養娯楽品 | 19 |
| 15 | 食器・台所用品 | 1 | 自動車 | 5 | 娯楽等情報配信サービス | 7 | 補習教育 | 10 | パソコン・パソコン関連用品 | 11 | 洋装下着 | 8 | 電気 | 15 | 融資サービス | 19 |
| 16 | 家具・寝具 | 1 | 娯楽等情報配信サービス | 5 | 玩具・遊具 | 6 | 健康食品 | 9 | インターネット通信サービス | 11 | 空調・冷暖房・給湯設備 | 8 | 紳士・婦人洋服 | 15 | 他の金融関連サービス | 19 |
| 17 | アクセサリ | 1 | 電話機・電話機用品 | 4 | 他の教養娯楽品 | 6 | 他の教養娯楽品 | 9 | 教室・講座 | 11 | レンタル・リース・貸借 | 8 | 娯楽等情報配信サービス | 15 | 他の教養・娯楽 | 19 |
| 18 | 音響・映像製品 | 1 | 他の教養娯楽品 | 4 | 医療 | 6 | 教室・講座 | 9 | 修理・補修 | 10 | 教室・講座 | 8 | 役務一般 | 14 | 他の行政サービス | 19 |
| 19 | 自動車 | 1 | デリバティブ取引 | 4 | 電話機・電話機用品 | 5 | 他の教養・娯楽 | 9 | 食器・台所用品 | 9 | 音響・映像製品 | 7 | 衛生サービス | 14 | 紳士・婦人洋服 | 17 |
| 20 | 修理・補修 | 1 | 電気 | 3 | インターネット通信サービス | 5 | デリバティブ取引 | 8 | 洋装下着 | 9 | 電報・固定電話 | 7 | 空調・冷暖房機器 | 13 | 飲料 | 15 |

(注)上位KW集計

8. 契約当事者属性別 商品・役務別件数

| 当事者属性 商品大分類 | 全 体 | 年 齢 | | | | | | | | 性 別 | | | 職 業 等 | | | | |
|----------------|--------|-------|------|------|------|------|------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | その他・不明 | 男性 | 女性 | その他・不明 | 給与生活者 | 自営・自由 | 家事従事者 | 学生 | 無職 |
| 総 計 | 4,656 | 86 | 270 | 256 | 425 | 706 | 655 | 1,074 | 1,184 | 2,084 | 2,230 | 342 | 1,468 | 235 | 494 | 133 | 1,139 |
| 商品一般 | 446 | 4 | 10 | 13 | 20 | 108 | 54 | 133 | 104 | 236 | 173 | 37 | 134 | 17 | 39 | 4 | 130 |
| 食料品 | 370 | 3 | 9 | 21 | 20 | 52 | 64 | 83 | 118 | 137 | 189 | 44 | 88 | 14 | 40 | 5 | 104 |
| 住居品 | 197 | 2 | 5 | 13 | 17 | 29 | 29 | 61 | 41 | 73 | 109 | 15 | 64 | 8 | 34 | 1 | 45 |
| 光熱水品 | 75 | 0 | 3 | 2 | 4 | 10 | 9 | 23 | 24 | 41 | 25 | 9 | 21 | 8 | 7 | 0 | 14 |
| 被服品 | 273 | 9 | 15 | 13 | 35 | 61 | 40 | 44 | 56 | 84 | 177 | 12 | 100 | 16 | 43 | 15 | 47 |
| 保健衛生品 | 439 | 6 | 13 | 13 | 31 | 71 | 113 | 117 | 75 | 107 | 309 | 23 | 143 | 22 | 78 | 8 | 113 |
| 教養娯楽品 | 373 | 3 | 19 | 24 | 47 | 61 | 50 | 89 | 80 | 197 | 161 | 15 | 111 | 23 | 36 | 5 | 106 |
| 車両・乗り物 | 159 | 1 | 9 | 12 | 23 | 24 | 27 | 15 | 48 | 118 | 34 | 7 | 69 | 7 | 9 | 2 | 23 |
| 土地・建物・設備 | 131 | 0 | 1 | 9 | 6 | 22 | 21 | 31 | 41 | 71 | 50 | 10 | 39 | 9 | 17 | 0 | 33 |
| 他の商品 | 12 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 3 | 2 | 9 | 1 | 2 | 6 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 商品計 | 2,475 | 28 | 84 | 121 | 203 | 440 | 411 | 599 | 589 | 1,073 | 1,228 | 174 | 775 | 126 | 303 | 40 | 617 |
| クリーニング | 10 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 0 | 4 | 2 | 7 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| レンタル・リース・貸借 | 164 | 3 | 19 | 18 | 21 | 27 | 8 | 10 | 58 | 66 | 81 | 17 | 68 | 11 | 7 | 3 | 28 |
| 工事・建築・加工 | 131 | 0 | 2 | 8 | 13 | 14 | 12 | 37 | 45 | 59 | 57 | 15 | 41 | 6 | 10 | 0 | 34 |
| 修理・補修 | 100 | 1 | 3 | 2 | 13 | 10 | 5 | 31 | 35 | 56 | 35 | 9 | 30 | 3 | 10 | 1 | 27 |
| 管理・保管 | 9 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 5 | 6 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 役務一般 | 44 | 2 | 1 | 1 | 3 | 8 | 3 | 14 | 12 | 26 | 14 | 4 | 9 | 5 | 3 | 3 | 12 |
| 金融・保険サービス | 317 | 1 | 26 | 13 | 40 | 43 | 40 | 76 | 78 | 182 | 123 | 12 | 107 | 23 | 22 | 7 | 72 |
| 運輸・通信サービス | 285 | 1 | 12 | 14 | 25 | 25 | 48 | 91 | 69 | 146 | 127 | 12 | 84 | 18 | 28 | 2 | 86 |
| 教育サービス | 24 | 2 | 1 | 2 | 10 | 5 | 0 | 0 | 4 | 6 | 17 | 1 | 9 | 0 | 7 | 4 | 1 |
| 教養・娯楽サービス | 327 | 36 | 36 | 25 | 35 | 45 | 44 | 41 | 65 | 170 | 144 | 13 | 123 | 13 | 21 | 42 | 66 |
| 保健・福祉サービス | 239 | 2 | 34 | 19 | 22 | 29 | 19 | 65 | 49 | 73 | 156 | 10 | 76 | 6 | 37 | 9 | 58 |
| 他の役務 | 294 | 5 | 24 | 18 | 19 | 29 | 40 | 60 | 99 | 118 | 129 | 47 | 72 | 14 | 21 | 11 | 69 |
| 内職・副業・ねずみ講 | 61 | 3 | 23 | 10 | 6 | 9 | 6 | 1 | 3 | 25 | 36 | 0 | 34 | 1 | 10 | 6 | 8 |
| 他の行政サービス | 43 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 11 | 19 | 24 | 13 | 6 | 9 | 1 | 2 | 0 | 13 |
| 役務計 | 2,048 | 56 | 183 | 133 | 210 | 250 | 233 | 438 | 545 | 959 | 942 | 147 | 669 | 102 | 181 | 88 | 475 |
| 他の相談 | 133 | 2 | 3 | 2 | 12 | 16 | 11 | 37 | 50 | 52 | 60 | 21 | 24 | 7 | 10 | 5 | 47 |

9. 契約当事者属性別 販売方法別件数(上位20位)

| 性 販売方法 | 当事者属 | | 20歳未満 | | 20歳代 | | 30歳代 | | 40歳代 | | 50歳代 | | 60歳代 | | 70歳以上 | | その他・不明 | | 計 | 前年同期 | 増減 | 前年同期比 |
|---------------|------|----|-------|----|------|----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|-------|----|--------|-------|-----|-------|----|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | | | | | |
| 1 インターネット通販 | 25 | 18 | 39 | 55 | 39 | 60 | 56 | 101 | 109 | 179 | 121 | 169 | 149 | 93 | 104 | 94 | 1,463 | 1,485 | -22 | 98.5 | | |
| 2 定期購入 | 4 | 3 | 7 | 5 | 6 | 12 | 3 | 22 | 25 | 64 | 36 | 102 | 47 | 73 | 24 | 34 | 472 | 513 | -41 | 92.0 | | |
| 3 詐欺 | 4 | 0 | 14 | 19 | 14 | 14 | 22 | 23 | 67 | 30 | 34 | 22 | 47 | 19 | 30 | 10 | 380 | 282 | 98 | 134.8 | | |
| 4 説明不足 | 4 | 1 | 5 | 7 | 11 | 10 | 17 | 23 | 20 | 26 | 24 | 18 | 43 | 37 | 30 | 22 | 321 | 385 | -64 | 83.4 | | |
| 5 家庭訪販 | 1 | 3 | 3 | 4 | 11 | 3 | 7 | 12 | 6 | 11 | 10 | 13 | 48 | 53 | 22 | 22 | 232 | 233 | -1 | 99.6 | | |
| 6 電話勧誘 | 3 | 0 | 5 | 18 | 8 | 7 | 4 | 10 | 9 | 14 | 17 | 22 | 28 | 43 | 13 | 12 | 232 | 239 | -7 | 97.1 | | |
| 7 代引配達 | 0 | 2 | 2 | 3 | 1 | 4 | 7 | 7 | 14 | 23 | 7 | 16 | 16 | 18 | 5 | 16 | 148 | 159 | -11 | 93.1 | | |
| 8 強引 | 1 | 1 | 2 | 9 | 2 | 3 | 5 | 12 | 7 | 8 | 5 | 6 | 13 | 23 | 6 | 15 | 128 | 134 | -6 | 95.5 | | |
| 9 虚偽説明 | 0 | 1 | 0 | 6 | 7 | 5 | 4 | 10 | 7 | 10 | 11 | 8 | 12 | 10 | 5 | 11 | 111 | 116 | -5 | 95.7 | | |
| 10 ネガティブオプション | 0 | 2 | 2 | 5 | 0 | 3 | 3 | 4 | 4 | 6 | 5 | 7 | 14 | 12 | 11 | 10 | 96 | 85 | 11 | 112.9 | | |
| 11 サイドビジネス商法 | 4 | 1 | 12 | 23 | 2 | 12 | 2 | 5 | 4 | 7 | 9 | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 93 | 75 | 18 | 124.0 | | |
| 12 無料商法 | 1 | 2 | 2 | 5 | 2 | 3 | 1 | 4 | 2 | 7 | 3 | 10 | 10 | 7 | 5 | 5 | 91 | 81 | 10 | 112.3 | | |
| 13 フィッシング | 1 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 6 | 9 | 10 | 12 | 9 | 11 | 7 | 6 | 1 | 84 | 57 | 27 | 147.4 | | |
| 14 身分詐称 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 14 | 4 | 8 | 7 | 17 | 10 | 7 | 4 | 81 | 53 | 28 | 152.8 | | |
| 15 利殖商法 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 | 6 | 4 | 4 | 12 | 5 | 13 | 4 | 6 | 2 | 69 | 53 | 16 | 130.2 | | |
| 16 偽サイト | 0 | 1 | 2 | 4 | 4 | 3 | 2 | 3 | 6 | 12 | 6 | 14 | 4 | 3 | 3 | 2 | 69 | 74 | -5 | 93.2 | | |
| 17 テレビショッピング | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 6 | 11 | 26 | 4 | 4 | 59 | 68 | -9 | 86.8 | | |
| 18 フリマサービス | 1 | 2 | 2 | 0 | 3 | 3 | 7 | 6 | 3 | 11 | 4 | 1 | 3 | 0 | 5 | 1 | 55 | 32 | 23 | 171.9 | | |
| 19 点検商法 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 10 | 9 | 6 | 1 | 42 | 38 | 4 | 110.5 | | |
| 20 偽警告 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 17 | 6 | 6 | 2 | 41 | 29 | 12 | 141.4 | | |

小計欄には当事者性別が「その他・不明」のものが含まれています。

10. 相談内容別件数

| 内容別分類 | 令和5年度 | 令和4年度 | 前年比 |
|------------|-------|-------|-------|
| 安全・衛生 | 148 | 110 | 134.5 |
| 品質・機能、役務品質 | 660 | 629 | 104.9 |
| 法規・基準 | 124 | 84 | 147.6 |
| 価格・料金 | 659 | 588 | 112.1 |
| 計量・量目 | 10 | 10 | 100.0 |
| 表示・広告 | 520 | 436 | 119.3 |
| 販売方法 | 2,278 | 2,311 | 98.6 |
| 契約・解約 | 2,696 | 2,838 | 95.0 |
| 接客対応 | 705 | 620 | 113.7 |
| 包装・容器 | 8 | 3 | 266.7 |
| 施設・設備 | 6 | 1 | 600.0 |
| 買物相談 | 22 | 27 | 81.5 |
| 生活知識 | 13 | 16 | 81.3 |
| その他 | 40 | 52 | 76.9 |
| 総件数 | 4,656 | 4,650 | 100.1 |

11. 契約購入金額及び既支払金額、救済金額

| | | 件数 | 構成比 |
|--------|---------|---------------|-------|
| 契約購入金額 | 1万円未満 | 652 | 14.0 |
| | 5万円未満 | 714 | 15.3 |
| | 10万円未満 | 180 | 3.9 |
| | 50万円未満 | 389 | 8.4 |
| | 100万円未満 | 102 | 2.2 |
| | 500万円未満 | 204 | 4.4 |
| | 1千万円未満 | 18 | 0.4 |
| | 5千万円未満 | 31 | 0.7 |
| | 1億円未満 | 2 | 0.0 |
| | 1億円以上 | 0 | 0.0 |
| | その他・不明 | 2,364 | 50.8 |
| | 総件数 | 4,656 | 100.0 |
| | 総合計金額 | 1,667,763,156 | |
| | 平均金額 | 727,645 | |
| 既支払金額 | 総合計金額 | 685,138,261 | |
| | 平均金額 | 373,576 | |
| 救済金額 | 総合計金額 | 116,086,599 | |
| | 平均金額 | 236,429 | |

平均金額には0円のものが含まれています。

12. 受付窓口別相談件数

12-1. 商品・役務別相談件数

| | 商品一般 | 保健衛生品 | 教養娯楽品 | 食料品 | 金融保険サービス | 教養娯楽サービス | 他の役務 |
|-----|----------|-------|----------|-----|----------|----------|-------|
| 奈良 | 332 | 290 | 268 | 238 | 232 | 230 | 210 |
| 内苦情 | 312 | 286 | 247 | 224 | 210 | 219 | 190 |
| 中南和 | 114 | 149 | 105 | 132 | 85 | 97 | 84 |
| 内苦情 | 102 | 145 | 99 | 122 | 78 | 91 | 78 |
| 合計 | 446 | 439 | 373 | 370 | 317 | 327 | 294 |
| 内苦情 | 414 | 431 | 346 | 346 | 288 | 310 | 268 |
| | 運輸通信サービス | 被服品 | 保険福祉サービス | 住居品 | レンタル賃貸 | 他の相談 | 合計 |
| 奈良 | 205 | 200 | 170 | 142 | 122 | 650 | 3,289 |
| 内苦情 | 180 | 194 | 149 | 133 | 107 | 531 | 2,982 |
| 中南和 | 80 | 73 | 69 | 55 | 42 | 282 | 1,367 |
| 内苦情 | 77 | 68 | 59 | 52 | 37 | 223 | 1,231 |
| 合計 | 285 | 273 | 239 | 197 | 164 | 932 | 4,656 |
| 内苦情 | 257 | 262 | 208 | 185 | 144 | 754 | 4,213 |

12-2. 重大事故等が発生するおそれ、あるいは発生したもの

a. 危害品

| | 保健衛生品 | 保健福祉サービス | 食料品 | 住居品 | 他の役務 | 土地建物 | 教養娯楽サービス |
|-----|-------|----------|-----|-----|------|------|----------|
| 奈良 | 10 | 10 | 9 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| 中南和 | 6 | 10 | 5 | 1 | 1 | | 2 |
| 合計 | 16 | 20 | 14 | 5 | 4 | 2 | 4 |
| | 商品一般 | 教養娯楽品 | 合計 | | | | |
| 奈良 | 1 | 1 | 42 | | | | |
| 中南和 | | | 25 | | | | |
| 合計 | 1 | 1 | 67 | | | | |

b. 危険品

| | 住居品 | 車両乗り物 | 食料品 | 保健衛生品 | 工事建築 | 教養娯楽品 | 土地建物 |
|-----|-----|-------|-----|-------|------|-------|------|
| 奈良 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | | |
| 中南和 | | 1 | | | | 1 | 1 |
| 合計 | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計 | | | | | | |
| 奈良 | 9 | | | | | | |
| 中南和 | 3 | | | | | | |
| 合計 | 12 | | | | | | |

12-3. 内容別

| | 契約・解約 | 販売方法 | 接客対応 | 価格・料金 | 品質・機能 | 表示・広告 | 安全・衛生 |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 奈良 | 1,702 | 1,577 | 550 | 492 | 478 | 346 | 103 |
| 中南和 | 994 | 701 | 155 | 167 | 182 | 174 | 46 |
| 合計 | 2,696 | 2,278 | 705 | 659 | 660 | 520 | 149 |
| | 法規・基準 | 買物相談 | 生活知識 | 計量・量目 | 包装・容器 | 施設・設備 | その他 |
| 奈良 | 99 | 20 | 11 | 8 | 7 | 5 | 116 |
| 中南和 | 25 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 57 |
| 合計 | 124 | 22 | 13 | 10 | 8 | 6 | 173 |

12-4. 特殊販売（特定商取引法対象） 販売購入形態別件数

| | | 訪問販売 | 通信販売 | マルチ・マルチまがい | 電話勧誘販売 | ネガティブ・オプション | 訪問購入 | その他無店舗 | 合計 |
|-------|-----|------|-------|------------|--------|-------------|------|--------|-------|
| 奈良 | 良 | 195 | 1,388 | 21 | 116 | 8 | 27 | 9 | 1,764 |
| | 内苦情 | 189 | 1,357 | 21 | 113 | 8 | 25 | 9 | 1,722 |
| 中 南 和 | | 110 | 569 | 9 | 66 | 4 | 12 | 2 | 772 |
| | 内苦情 | 107 | 554 | 9 | 64 | 4 | 9 | 2 | 749 |
| 合計 | | 305 | 1,957 | 30 | 182 | 12 | 39 | 11 | 2,536 |
| 内苦情 | | 296 | 1,911 | 30 | 177 | 12 | 34 | 11 | 2,471 |

12-5. 特殊販売（特定商取引法対象） 契約者の年代別件数

| | | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明 | 合計 |
|-------|-----|-------|------|------|------|------|------|-------|-----|-------|
| 奈良 | 男性 | 25 | 39 | 43 | 59 | 157 | 117 | 202 | 158 | 800 |
| | 女性 | 22 | 67 | 49 | 93 | 153 | 158 | 204 | 149 | 895 |
| | 無回答 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 66 | 69 |
| | 合計 | 49 | 106 | 92 | 152 | 310 | 275 | 407 | 373 | 1,764 |
| 中 南 和 | 男性 | 12 | 23 | 26 | 28 | 40 | 70 | 84 | 22 | 305 |
| | 女性 | 4 | 22 | 25 | 56 | 90 | 83 | 77 | 27 | 384 |
| | 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 81 | 83 |
| | 合計 | 16 | 45 | 51 | 84 | 130 | 153 | 163 | 130 | 772 |
| 合計 | 男性 | 37 | 62 | 69 | 87 | 197 | 187 | 286 | 180 | 1,105 |
| | 女性 | 26 | 89 | 74 | 149 | 243 | 241 | 281 | 176 | 1,279 |
| | 無回答 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 147 | 152 |
| | 合計 | 65 | 151 | 143 | 236 | 440 | 428 | 570 | 503 | 2,536 |

不明は年齢不明者を示す 合計欄には性別不明者を含む

12-7. 商品テスト件数

| | | 日用品 | クリーニング | 合計 |
|-------|---|-----|--------|----|
| 奈良 | 良 | 1 | 0 | 1 |
| 中 南 和 | | 0 | 0 | 0 |
| 市 町 村 | | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | | 1 | 1 | 2 |

12-8. 月別相談件数

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 奈良 | 良 | 267 | 248 | 303 | 245 | 295 | 279 | 305 | 300 | 288 | 255 | 249 | 255 | 3,289 |
| | 内苦情 | 241 | 215 | 279 | 214 | 268 | 252 | 282 | 272 | 256 | 232 | 231 | 240 | 2,982 |
| 中 南 和 | | 114 | 125 | 119 | 107 | 109 | 102 | 132 | 135 | 114 | 102 | 97 | 111 | 1,367 |
| | 内苦情 | 105 | 114 | 106 | 97 | 92 | 92 | 123 | 130 | 98 | 96 | 85 | 93 | 1,231 |
| 合計 | | 381 | 373 | 422 | 352 | 404 | 381 | 437 | 435 | 402 | 357 | 346 | 366 | 4,656 |
| 内苦情 | | 346 | 329 | 385 | 311 | 360 | 344 | 405 | 402 | 354 | 328 | 316 | 333 | 4,213 |

12-9. 相談者・契約当事者の居住市町村別相談件数

| 内訳 市町村 | 令和5年度 | | | | | | 令和4年度 | | | | | | 対前年増減数 | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 奈良 | | 中南和 | | 合計 | | 奈良 | | 中南和 | | 合計 | | 契約者住所 | 相談者住所 |
| | 契約者住所 | 相談者住所 | | |
| 奈良市 | 1,218 | 1,263 | 20 | 19 | 1,238 | 1,282 | 1,129 | 1,231 | 20 | 20 | 1,149 | 1,251 | 181 | 235 |
| 大和高田市 | 60 | 65 | 149 | 189 | 209 | 254 | 45 | 50 | 210 | 219 | 255 | 269 | 62 | 55 |
| 大和郡山市 | 140 | 143 | 6 | 7 | 146 | 150 | 128 | 134 | 6 | 8 | 134 | 142 | △ 27 | △ 30 |
| 天理市 | 106 | 117 | 11 | 12 | 117 | 129 | 111 | 123 | 11 | 12 | 122 | 135 | △ 22 | △ 17 |
| 橿原市 | 148 | 152 | 176 | 185 | 324 | 337 | 150 | 163 | 175 | 180 | 325 | 343 | 57 | 63 |
| 桜井市 | 78 | 73 | 68 | 71 | 146 | 144 | 90 | 98 | 42 | 49 | 132 | 147 | △ 9 | 3 |
| 五條市 | 59 | 61 | 68 | 68 | 127 | 129 | 65 | 72 | 68 | 72 | 133 | 144 | 23 | 30 |
| 御所市 | 46 | 46 | 63 | 66 | 109 | 112 | 47 | 48 | 65 | 66 | 112 | 114 | 6 | 8 |
| 生駒市 | 133 | 145 | 2 | 3 | 135 | 148 | 135 | 146 | 0 | 0 | 135 | 146 | 0 | 1 |
| 香芝市 | 137 | 140 | 155 | 168 | 292 | 308 | 125 | 135 | 130 | 133 | 255 | 268 | 24 | 24 |
| 葛城市 | 79 | 80 | 111 | 121 | 190 | 201 | 82 | 85 | 95 | 98 | 177 | 183 | 17 | 16 |
| 宇陀市 | 68 | 73 | 26 | 28 | 94 | 101 | 67 | 68 | 36 | 36 | 103 | 104 | 5 | 6 |
| 山添村 | 7 | 7 | 0 | 0 | 7 | 7 | 9 | 9 | 0 | 0 | 9 | 9 | △ 2 | △ 4 |
| 平群町 | 94 | 94 | 7 | 8 | 101 | 102 | 86 | 88 | 5 | 5 | 91 | 93 | 4 | 7 |
| 三郷町 | 56 | 61 | 15 | 14 | 71 | 75 | 58 | 64 | 16 | 17 | 74 | 81 | △ 12 | △ 7 |
| 斑鳩町 | 88 | 90 | 15 | 15 | 103 | 105 | 100 | 107 | 12 | 12 | 112 | 119 | 21 | 22 |
| 安堵町 | 21 | 21 | 2 | 3 | 23 | 24 | 19 | 21 | 1 | 1 | 20 | 22 | 0 | △ 1 |
| 川西町 | 24 | 25 | 17 | 15 | 41 | 40 | 43 | 43 | 8 | 8 | 51 | 51 | 14 | 13 |
| 三宅町 | 22 | 24 | 9 | 8 | 31 | 32 | 21 | 20 | 13 | 14 | 34 | 34 | △ 9 | △ 11 |
| 田原本町 | 99 | 105 | 42 | 45 | 141 | 150 | 85 | 92 | 26 | 26 | 111 | 118 | △ 9 | △ 7 |
| 曽爾村 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 御杖村 | 3 | 4 | 1 | 1 | 4 | 5 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | △ 2 | △ 3 |
| 高取町 | 19 | 21 | 12 | 12 | 31 | 33 | 12 | 13 | 16 | 17 | 28 | 30 | 1 | 3 |
| 明日香村 | 16 | 15 | 14 | 13 | 30 | 28 | 11 | 12 | 14 | 14 | 25 | 26 | △ 3 | 0 |
| 上牧町 | 48 | 56 | 36 | 37 | 84 | 93 | 57 | 62 | 23 | 25 | 80 | 87 | △ 13 | △ 7 |
| 王寺町 | 62 | 64 | 27 | 27 | 89 | 91 | 75 | 78 | 32 | 34 | 107 | 112 | 20 | 20 |
| 広陵町 | 62 | 70 | 70 | 75 | 132 | 145 | 55 | 55 | 75 | 81 | 130 | 136 | 24 | 19 |
| 河合町 | 57 | 62 | 31 | 30 | 88 | 92 | 70 | 71 | 47 | 47 | 117 | 118 | 48 | 46 |
| 吉野町 | 10 | 12 | 10 | 10 | 20 | 22 | 16 | 16 | 12 | 12 | 28 | 28 | △ 1 | △ 1 |
| 大淀町 | 34 | 39 | 33 | 36 | 67 | 75 | 44 | 49 | 28 | 27 | 72 | 76 | △ 7 | △ 5 |
| 下市町 | 7 | 7 | 9 | 9 | 16 | 16 | 4 | 4 | 13 | 12 | 17 | 16 | △ 7 | △ 10 |
| 黒滝村 | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | △ 3 | △ 3 |
| 天川村 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | △ 2 | △ 3 |
| 野迫川村 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 十津川村 | 2 | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 9 | 9 | 7 | 7 | 16 | 16 | 12 | 12 |
| 下北山村 | 4 | 4 | 3 | 4 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 上北山村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 川上村 | 2 | 2 | 5 | 5 | 7 | 7 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | △ 1 | △ 3 |
| 東吉野村 | 8 | 8 | 2 | 2 | 10 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | △ 4 | △ 5 |
| 不明その他 | 262 | 127 | 144 | 54 | 406 | 181 | 375 | 158 | 101 | 56 | 476 | 214 | △ 11 | 6 |
| 合計 | 3,289 | 3,289 | 1,367 | 1,367 | 4,656 | 4,656 | 3,333 | 3,333 | 1,317 | 1,317 | 4,650 | 4,650 | 380 | 476 |

※ 県内その他：奈良県内居住であることは判明しているが、市町村名が不明・未回答
 ※ その他（県外等）：県外居住者、外国人、住所地不明・未回答